

3 月 1 日 (月)

令和3年3月1日（月曜日）

午前10時0分開議

出席議員（37名）	
1番	有岡浩一（郷中の会）
2番	坂本康郎（公明党宮崎県議団）
3番	来住一人（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	武田浩一（宮崎県議会自由民主党）
6番	山下寿（同）
7番	窪菌辰也（同）
8番	脇谷のりこ（同）
9番	佐藤雅洋（同）
10番	安田厚生（同）
11番	内田理佐（同）
12番	日高利夫（同）
13番	丸山裕次郎（同）
14番	凶師博規（無所属の会 チームむか）
15番	重松幸次郎（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創（県民連合宮崎）
18番	岩切達哉（同）
19番	中野一則（宮崎県議会自由民主党）
20番	横田照夫（同）
21番	外山衛（同）
22番	西村賢（同）
23番	山下博三（同）
24番	右松隆央（同）
25番	野崎幸士（同）
26番	日高陽一（同）
27番	井上紀代子（県民の声）
28番	河野哲也（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二（県民連合宮崎）
30番	満行潤一（同）
31番	太田清海（同）
33番	日高博之（宮崎県議会自由民主党）
34番	濱砂守（同）
35番	二見康之（同）
36番	星原透（同）
37番	蓬原正三（同）
38番	井本英雄（同）
39番	徳重忠夫（同）
欠席議員（1名）	
32番	坂口博美（宮崎県議会自由民主党）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	永山寛理
総合政策部長	渡邊浩司
総務部長	吉村久人
危機管理統括監	藪田亨
福祉保健部長	渡辺善敬
環境森林部長	佐野詔藏
商工観光労働部長	松浦直康
農政水産部長	大久津浩
県土整備部長	明利浩久
会計管理者	大西祐二
企業局長	井手義哉
病院局長	桑山秀彦
財政課長	石田渉
教育長	日隈俊郎
警察本部長	阿部文彦
選挙管理委員長	茂雄二
監査事務局長	横山幸子
人事委員会事務局長	小田光男

事務局職員出席者

事務局局長	亀澤保彦
事務局次長	内野浩一朗
議事課長	児玉洋一
政策調査課長	日吉誠一
議事課長補佐	鬼川真治
議事担当主幹	関谷幸二
議事課主査	川野有里子
議事課主査	井尻隆太

◎ 一般質問

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取扱いは、お手元に配付の一般質問時間表のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、右松隆央議員。

○右松隆央議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。県議会自由民主党の右松隆央でございます。このシトラスリボンが自前でございます。内田議員がいっぱい作ってきていますので、ぜひ、持っていない人はもらってください。

現在は経済産業省となっておりますが、元通産省官僚の中野剛志さんが、「奇跡の経済教室」という書籍を出版しております。MMT、いわゆる現在貨幣理論を分かりやすく解説し、私も熟読をさせていただきましたが、目からうろこの連続でありました。

この書籍を読むきっかけとなったのは、県議会内でMMT勉強会が昨年11月に立ち上がり、井本英雄議員と太田清海議員が呼びかけ人として、不肖私が事務局になったことがきっかけであります。著書では、主流派と言われる著名な経済学者の大きな誤りを論理的に指摘し、喝破し、我が国の財政政策並びに経済運営の在り方に大きな警鐘を鳴らしております。

端的に申し上げれば、今のデフレを脱却しなければ、日本経済の再生はあり得ないということでもあります。さらに問題を深刻にしているのは、政府の打つ手が全く真逆の対策になっているという点であります。身内の批判にはなりま

すが、明らかに、日銀も含めた財務省並びに経産省の官僚、なかんずく、財政制度等審議会など、政府の諮問機関に名を連ねる経済学者を中心とした、我が国の財政政策、経済運営を軌道修正しない限り、それによって苦しむのは国民でありますので、これは政策論議として一石を投じてまいりたく、項目に取り上げさせていただいた次第であります。

経済成長は、基本的には適度なインフレを前提としております。政府は、デフレにならないように、かといって過度なインフレを避けるように、経済を運営していかなければなりません。言い換えれば、これは政府のみができるインフレ対策とデフレ対策を巧みに使い分けて、ちょうどよいあまのいのインフレを維持することを目指して、経済のかじ取りを行っていくことが求められるのであります。

実は今、政府が行っているのは、世界に類を見ないほどの20年以上に及ぶ異常な長期のデフレにもかかわらず、真逆のインフレ対策を打ち続けるという、信じ難い経済運営になっているのであります。なぜそうさせるのかといえば、インフレ対策が小さな政府や財政支出の削減、規制緩和や自由化、グローバル化といった競争力の向上など、耳触りがよく、理解しやすい政策に対して、デフレ対策はその真逆の対策となるゆえ、政策として掲げづらいこと、それに加えて、そもそも貨幣への理解や自国通貨を発行できる強さ、そして、財政政策の基本を見失っているからであると、氏は述べております。

デフレとは、言うまでもなく需要不足、供給過剰の状態でありますので、その対策とは、需要を拡大し、供給を抑制する政策となります。需要を拡大するためには、財政支出を拡大していくこと、すなわち大きな政府になることを意

味し、また、減税も需要拡大につながるものがあります。

そして、供給を抑制するためには、企業間の協調や規制の強化によって競争力を抑えたり、産業や労働者の保護、グローバル化の抑制などが供給の抑制につながるものであります。

しかし、一目瞭然として、一般的に好ましくないとされている政策が多いことが、理解を得にくくしているものと考えております。

現在のように、デフレ化で財政健全化を目指して、歳出抑制や増税を実行すると、当然、景気は悪くなり、そもそもの税収の元である国民所得が減るので、税収も減り、結果、財政健全化は達成できないこととなります。

もう1つ見逃してはならないことは、貨幣への理解であります。今まで申し上げたのは、地方自治体の財政運営ではなく、自国通貨を発行できる政府のみに当てはまることで、政府自らが政策を転換することでしか、デフレ脱却への解決への道はないからこそ、政治家が様々な機会を通じて声を上げていくことは大事なことで、私は認識しております。

貨幣についてであります。貨幣の価値は、貴金属のような有価物とする商品貨幣論ではなくて、信用と負債によって成り立つ信用貨幣論とし、かつ納税の手段となることで、その価値を担保していると、MMT（現代貨幣理論）では位置づけております。また、その現金通貨を創造するのは中央銀行であり、我が国で言えば、日本銀行となります。

そして、少し難しい話になりますが、実は銀行も、銀行預金という通貨を創造できるのです。銀行は、人々から集めた預金を元手にして貸出しを行っているのではなくて、例えば、1,000万円を返済能力のある人に貸出しする

際、単にその人の預金口座に1,000万円と記帳するだけで、現金そのものを動かさずに、新たに通帳上、1,000万円の預金通貨を生み出しているとし、このことを信用創造と言っております。確かに言われてみれば、預金者それぞれの金庫が銀行内にあるわけではありませぬので、銀行側は元手を考えることなく、借手側に返済能力がある限り、幾らでも貸出しを行うことができるのが実態と言えます。

とはいえ、銀行は、いざというときの現金通貨の引き出しに備えて、中央銀行に一定額の準備預金、我が国で言えば日銀当座預金を設けなければならないと、法令で定められております。なお、銀行が国債を購入するときは、この日銀当座預金を通じて購入しております。

また、国債は自国通貨建てである限り、通貨発行権を持つがゆえに、債務不履行になることはあり得ないとし、事実、歴史上も例がなく、例えばギリシャなどは、自国通貨ではなくてEUのユーロ建てであったがために、デフォルトが起きております。

今まで申し上げてきたことは、これまで政府が推し進めてきた、あるいは著名な政府のお抱えの経済学者が唱えてきた、様々な常識を覆すような内容であり、私自身、改めて物事の仕組みや事実を知ること、そして、人との出会いはもちろんでありますけれども、書物との出会い、この大切さを感じた次第であります。

そこで、知事に、今のこのデフレの長期化の中で、政府の財政政策、経済運営についてどのような認識をお持ちであるのか、また、宮崎県知事として、公での発信や国との協議の場において、政府の財政政策や経済運営に対して、意見を述べ議論することにどのような考えを持っておられるのか伺います。

あとは、質問者席にて質問を行わせていただきます。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。

デフレの長期化は、事業利益の減少とこれに伴う賃金の低下や雇用の悪化、さらには需要の縮小と生産活動の低下など、経済活動全般にわたり停滞をもたらすおそれがあります。

このため、さきの安倍内閣においては、「デフレからの脱却」を政策目標の一つに掲げて、大胆な金融政策や機動的な財政政策などに取り組み、現在の菅内閣においても、基本的な路線が継承されているものと理解をしております。

しかしながら、目標とする実質2%の物価上昇は現在も達成されておらず、今後とも実効性のある施策を展開されることを強く期待しているものであります。

国の財政政策や経済運営は、地方の税財源の確保はもとより、県民の暮らしや産業に直結する重要な問題であります。私自身、全国知事会の地方税財政常任委員会委員長としての立場も踏まえ、常に関心を持ってその動向を注視するとともに、必要な提言を行ってまいっております。また、宮崎県知事の立場としても、本県の実情を踏まえて、必要に応じて、全国知事会など様々な場面を捉え、国への提言等を行っております。以上であります。[降壇]

○右松隆央議員 知事に改めて、デフレ下におけるMMT(現代貨幣理論)に対する認識をどうお持ちであるのか、お伺いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 経済が順調に拡大しております好景気の状態では、税収の伸びも期待できますため、国債の発行が抑制され、財政の

健全性を確保することは可能であります。

一方、経済の下降局面やデフレ下にあつては、力強い国内需要を創出することが重要であります。経済成長を支える企業・産業の育成や、それに伴う安定的な雇用の確保等を図るため、積極的な経済対策を優先しなければならない場合があります。状況状況を踏まえながらということでもあります。

MMT理論について、様々な議論がなされているところであります。デフレなど支出を増やすべき状況下で、必要と判断されれば、通貨発行権を有する政府は、税収等の原資に制約されずに財政支出が可能であるとされているほか、需要対策や供給対策の面からも、様々な政策の方向性が論じられておりますことから、経済政策の論議に幅を持たせる一石を投じたものであると受け止めているところであります。

○右松隆央議員 ありがとうございます。

引き続き、国の第3次補正予算のうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について伺ってまいります。

新型コロナ対応に奔走する地方公共団体の取組を支援するため、1次で1兆円、2次補正の2兆円に加え、今回の3次補正として、地方単独事業分で、都道府県と市町村合わせて1兆円、営業時間短縮要請等に係る協力金として、即時対応分で2,000億円、3次補正に計上された各省補助事業の補助裏分として3,000億円の、合計1兆5,000億円が計上されました。この中で、地方単独事業分の都道府県への割当て5,000億円のうち、本県には最大で75億3,328万6,000円が交付されることとなり、先月の2月10日が実施計画の提出期限でありました。

そこで、総合政策部長に、地方単独事業分における感染症対応分と地域経済対応分におい

て、それぞれどのような計画を内閣府に提出したのか。実は、さきの9月議会の一般質問で、私は部長に対し、臨時交付金をいかに有効活用していくのか、交付金を一部細分化してでも、幅広く地域経済、県民生活の支援ができないものかと伺っておりました。それを踏まえた上で、今回の3次補正における国に提出した計画内容を伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 地方創生臨時交付金につきましては、国の3次補正に係る本県の交付限度額として、75億円余が示されたところであります。

2月10日に、内閣府に提出いたしました計画書におきましては、感染症対策に係る事業として、時短営業要請に伴う協力金や、看護大の衛生環境向上に要する経費などに13億円余、経済対策に係る事業として、飲食関連事業者への緊急支援や、経済回復を図るための地域の実情に応じた支援などに42億円余を計上しております。3次補正に係る令和2年度事業として、合計で56億円余を計上しております。

また、令和3年度当初予算案におきましては、18億円余を計上しているところでありますが、2月補正で減額するものもありますことから、結果として、当初予算案編成後では19億円余が充当残となっております。

この残額は、時々刻々変化する状況等を踏まえ、第4波など次への備えとして、ある程度必要な財源を確保しているものでありますが、一方で、現下の厳しい県内の情勢に対して、必要な事業を迅速に構築していく必要もありますことから、県といたしましては、今後の感染拡大や経済の状況を見極めつつ、議員の御指摘も踏まえながら、県民の皆様きめ細やかな支援ができますよう、本臨時交付金を積極的に活用し

てまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 当初を含めて19億円の充当残という評価は、非常に難しいところもありますけれども、活用自由度の高い交付金でありますから、できるだけ多くの事業を構築していただいて、県民生活と地域経済の支援に、より一層取り組んでいただくことを要望させていただきます。

同じく前回の一般質問では、公共交通機関のうち、タクシー業界への支援策についても伺っております。

コロナで大打撃を受けている業界の一つであり、公共交通機関としての役割にも鑑み、一定程度救済すべきではないかと、問題提起をするとともに、姫路市モデルとして、市が地元の農産物を買取り、生産者を支え、発送用の荷造りをイベント業者らに委託し、タクシー会社に配達を任せ、その配達先は、困窮するケースが相次いでいる独り親家庭の食卓へ届けるという内容で、貨物ではなくて、市の職員も同乗する、旅客扱いとしての事例を紹介させていただいたところでもあります。

今回の3次補正と、当初における本県の計画内容において、タクシー業界向けは、当面の資金繰り対策としての利子補給の基金の積立ては組まれておりますが、姫路市モデルのような新規事業は、残念ながら組み込まれていないところでもあります。来年度の補正では、新規事業の構築を求めたいと思います。

そこで、これは福祉保健部長になりますけれども、タクシー業界に対して、例えばワクチン接種において、タクシーはもとより、バスなども含めたその公共性を考慮し、優先的な接種ができないものか。県タクシー協会が国会議員にも要望しているように、それができるのであれ

ば、業界として、接種済みのドライバーを乗務させたいとの声も上がっているところでもあります。お考えを伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） タクシーやバスなどの公共交通機関の乗務員につきましては、医療や福祉分野等と同じく、県民の社会生活を支える重要な担い手でありまして、感染防止対策の徹底とワクチンの接種が重要であると考えております。

他方で、現在、国からはまず、「医療従事者等」「65歳以上の高齢者」「基礎疾患のある方」「高齢者施設の従事者」「60～64歳の方々」、そして、「これら以外の方々」という接種の優先順位は示されておりますが、「これら以外の方々」の中での優先順位は示されておられません。

このため、今回いただいた御指摘を国に伝えるとともに、公共交通機関をはじめ、優先順位の考え方につきましては、ワクチンの供給状況も勘案しながら、様々な方々の意見を伺いつつ、国や市町村と丁寧に意見交換を行ってまいります。

○右松隆央議員 公共交通機関の果たす役割に鑑みて、御検討をよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、国の来年度予算案と本県の当初予算案に係る政策連動について伺ってまいります。

国は、来年度予算のポイントとして5つ挙げておりますが、そのうち3つの柱について、国の予算を最大限に活用し、どう推進していくのか、問うてまいります。

1つは、新型コロナウイルス感染拡大防止であります。

国は、来年度予算においても、5兆円の予備費を措置し、次の3点に取り組むことにより、

感染拡大の防止に万全を期すとしております。

1つは、感染症危機管理体制並びに保健所体制の整備であります。そして2つ目に、感染症対策のための診療報酬の臨時的措置であり、3つ目が、医療機器の国内生産能力の増強であります。この3点は、極めて重要な方向性であり、当然、本県も取り組むべき重要課題と認識しております。

そこで、まずは福祉保健部長に、感染症危機管理体制並びに保健所体制の整備においてどう対応されていくのか、そして、診療報酬の臨時的措置で医療機関、例えば県立病院ではどれほどの増収が見込まれているのか伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 新型コロナ対応のため、本県の保健所におきましては、全庁的な職員の応援のほか、市町村保健師の協力や会計年度任用職員の任用等により、その体制整備に努めてきたところであります。

このような中、国の来年度予算案において、感染症対応を踏まえた保健師の人員を、全国数で1.5倍に増員するための地方財政措置、都道府県を越えた自治体間の応援や、感染症の専門家派遣といった内容が盛り込まれておりまして、県では、これまでの支援体制に加え、そういった国の取組との連携・活用を図るなど、人材確保に努め、感染拡大防止に取り組みます。

次に、御指摘の診療報酬の臨時的措置につきましては、まず、6歳未満の小児の外来診療について加算が認められまして、一例として、医科の場合、9月までは100点、10月以降は50点が加算されますが、これらを県立3病院で試算したところ、来年度は全体で約800万円の診療報酬の増収見込みとなります。

また来年度は、訪問看護を含む全ての年代の患者の診療等について、9月末まで加算を算定

できることとされておりまして、これらの制度については、日本医師会を通じ、各県医師会へ周知が図られております。

○右松隆央議員 引き続き、商工観光労働部長には、県北でスタートしたメディカルバレー構想は、今や、県全域における地域資源にもなっておりますが、医療機器の国内生産能力の増強や感染症対策機器の開発について、本県としてどう取り組んでいくのか伺います。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 海外依存度の高い人工呼吸器などの医療機器につきましては、国において、国内での生産能力を高めるための予算措置が行われるなど、国内増産の動きが高まっております。

本県におきましては、これまで東九州メディカルバレー構想を進める中で、高機能プラスチック製手術器具などの新しい医療機器が開発されております。また、感染症対策機器としまして、例えば、病室の大きさに応じてサイズも変更可能な感染者隔離のためのエアークラス隔離室が、昨年10月に製品化され、今年度中に、医療機関や介護施設などから120台の受注を見込んでおりと伺っております。

医療機器の開発につきましては、新規参入のハードルが高く、多くの投資や時間も必要となりますことから、国の動きを注視しながら、情報の収集あるいは補助事業の活用等に取り組むとともに、これまで本県が培ってまいりました取組を生かして、引き続き、県内の医療関連機器産業の振興に向けて取り組んでまいります。

○右松隆央議員 本県として、国の動きと連動しながら、それぞれの分野で力を尽くしていただきますよう、お願いいたします。

引き続き、国は来年度予算のポイントの2つ目として、デジタル社会の実現を掲げておりま

す。そのため、今年の9月に、強力な総合調整機能を有するデジタル庁を設置し、ネット上でデータを共同管理するクラウドを全国の自治体に導入させ、地方共通のデジタル基盤の整備など、7つの主要業務に取り組むとしております。

これは、私が一昨年9月の代表質問で、行政業務のICT化という項目の中で、県職員の負担軽減並びに行政業務の効率化を本県としてどう進めていくのか、そして、国が進める行政システムの標準化を見据え、どう対応していくのかといった内容で問わせていただいております。その際、当時48の事務でオンライン化している現状も答弁いただいたところであります。

そこで、総合政策部長に改めて、国の来年度予算の重要なポイントに置いているデジタル社会の実現について、本県は具体的に来年度どのような取組を進め、どういった成果を出していただけるのか伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 議員御指摘のとおり、国は本年9月にデジタル庁を設置し、デジタル社会の実現を強力に推進していくことから、本県では、令和3年度を「みやざきデジタル化元年」と位置づけ、デジタルガバメントの確立をはじめ、暮らしと産業のイノベーション、デジタル人材と基盤の充実を3つの柱として取り組むこととしております。

このうち、デジタルガバメントにつきましては、県民等の利便性向上や事務の効率化等の事業効果が高いものを中心に、現行の48の手続から、例えば、建設工事の入札に必要な申請書類のさらなる電子化など、来年度以降、年10件程度のオンライン化に取り組むことにより、電子県庁を推進することとしております。

また、情報セキュリティ対策の強化や、現

在、椎葉村において実証事業を行っております、ローカル5G等の新たな情報通信基盤の整備促進、さらには、先端ICTを活用した先駆的モデルとなるプロジェクトを行います民間事業者に対し補助を実施するなど、本県社会全体のデジタル改革を推進してまいることとしております。

今後とも、国の動きに連動し、今年度策定します新たな情報化推進計画に基づき、県民誰もが輝き、安全・安心で豊かさを実感できるデジタル社会の実現を、しっかりと目指してまいる所存でございます。

○右松隆央議員 本県が電子県庁、そしてデジタル社会の先進県と言われるくらいに、これからも取組を強力に推進していただければと思います。

最後の3つ目は、グリーン社会の実現についてであります。

政府は、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」とし、革新的なイノベーションの推進、グリーン成長戦略の実行計画、脱炭素ライフスタイルへの転換などを柱に掲げております。

そこで、商工観光労働部長に、国がグリーン社会の実現を強く目指す中で、国の来年度当初予算や県単事業などを活用し、本県としてどのような政策を遂行し、グリーン社会の実現と本県経済の発展とを結びつけようとしているのか伺います。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 議員御指摘のように、国におきましては、2050年のカーボンニュートラルに向けて、グリーン成長戦略が昨年12月に策定されまして、技術開発に対する支援策などが予算化されたところであります

が、こうした取組は、県内企業の振興を図る上でも重要になると考えております。

また、こうした動きに伴い、今後、水素エネルギーや洋上風力発電、それから発電効率を向上させた革新的な太陽光発電の実用化とともに、仮想発電所といった、デジタルを活用したエネルギーシステムの構築など、新たな技術によって産業構造が大きく変化することが予想されます。

県といたしましても、国の動きとも連動しながら、水素などの再生可能エネルギーの利活用をはじめ、次世代自動車への対応やリサイクル技術の研究開発など、グリーン社会の実現に取り組む中で、この20年で市場規模が倍の105兆円と推計されております環境産業など、新たな成長産業を育成し、本県経済の発展に積極的につなげてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 国が強力に推し進めているグリーン社会の実現において、2050年、二酸化炭素排出ゼロを表明した自治体はゼロカーボンシティと呼ばれており、先月の2月10日時点で、全国で29都道府県に及んでおります。環境省のホームページでは、本県はまだ表明していない県となっております、表明方法はいろいろある中で、本県としては、基本計画の議決をもって表明としたいとの考えであります。

そこで、知事に伺いますが、2050年、二酸化炭素排出実質ゼロを目指すことは、大変大事なことでと考えておりますが、いかがか、お伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 近年、世界各地で猛暑、洪水が起きるなど、気候非常事態とされております。そのような現状において、温暖化対策は世界共通の課題でありまして、温室効果ガス排出量の実質ゼロに取り組むことは、大変重

要な課題であると認識しております。

このため県では、本県の恵まれた自然環境や森林資源を生かした再生可能エネルギーの導入や森林吸収量の維持などによりまして、温室効果ガス排出量と森林等吸収量を均衡させ、2050年の排出量実質ゼロを目指すこととし、来年度からの10年間を計画期間とします「第四次宮崎県環境基本計画」の重点プロジェクトとして、「2050年ゼロカーボン社会づくり」を掲げ、排出量実質ゼロに向けて、しっかり取り組むこととしたところであります。

その計画案を今議会に議案として提出しておりますので、議決をいただきましたら、県民や事業者の皆様と一体となって取組を進めるため、積極的に周知を図ってまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ゼロカーボン電力など、様々な取組をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について伺ってまいります。

初日の代表質問でも取り上げられましたが、宮崎市郡医師会病院の旧施設の利活用については、この議論が持ち上がった端緒から、私も重要なテーマと認識しており、今後、進めるに当たり、県と宮崎市郡医師会がしっかりと連携を取っていくことが、極めて大事なことと考えた次第であります。

したがって、実務を担うのは福祉保健部となりますが、この案件は、知事マターとして、知事自らが陣頭指揮を執るぐらいの位置づけで本来進めるべき案件と、私は認識しております。

宮崎市郡医師会から、「旧施設の利活用については、県に協議する場を設けてもらいたい」と、昨年8月28日の救急告示医療機関連絡協議会において話し合われたはずであります。その

後、11月中に協議の場が設けられる予定が、新型コロナウイルスの影響もあって、県の都合により、その場が設けられなかったわけでありまして。協議を進めた段階で、臨時受入れが不可能ではなくて、実際は、まだ協議すらもできていなかったのが実情であります。

去る1月22日の新聞報道を受けまして、先月の2月5日に、ようやく協議の場が設けられ、そこで、例えば、急変とか重症化のリスクが高い透析患者のコロナの対応で、旧施設が活用できないかといった話合いも行われております。県透析医会の理事である医師からは、「週3回、自分や看護師が通っても構わない」、そういったところまで言われております。

県からすれば、これは当然のことではありますが、新型コロナウイルス対応の最前線で懸命に診療されている、宮崎市郡医師会のモチベーションを、決して低下させることなく、医療環境整備への支援や、看護師や各技師などコメディカルの人材確保も含めて強気に連携し、かつ、関係機関との調整役を担うのが、県行政の取るべき姿であります。

部長は御存じでありますけれども、仮に旧施設が開設ということになれば、宮崎市の大きな医療機関で、少なくとも4病院は協力に前向きであるというふうに示されておりますので、引き続きの連携をお願いしたいと思っております。

宮崎市郡医師会長がブログの中で望まれている、「県も医師会も各医療機関も、それぞれできること、できないことがある中で、しかし個々でできないことでも、個々が結集することによってできるようになることもある。コロナは、官・民・学、すなわち行政、医師会、宮大医学部の共通のターゲットであって、緊密に連

携して立ち向かわなければなりません」、このメッセージを、我々は深く受け止めなければならないというふうに思っております。

このことを踏まえた上で、宮崎市郡医師会病院の旧施設の利活用については、代表質問で、「医師会、看護協会と連携し、新型コロナの医療体制全体における人員の確保に努めながら、旧施設に必要な人員確保の在り方についても、引き続き関係医療機関等と協議をしてまいりたい」との答弁がありましたので、別の角度から、新型コロナ関連の質問に入りたいと思います。

まずは、新型コロナの対応に係る人材の確保策であります。

現在、各県において、コロナ禍で医療体制を守る対策の一つとして、医師や看護師を派遣する医療機関に対して、支援金として必要経費を派遣元の医療機関に補助する施策を講じております。万一、医療スタッフが感染したり、あるいは濃厚接触者となった場合でも、診療体制を維持するために、派遣する医療機関に対して、職員の給与などを補助したり、一時的にその人員が手薄になるので、例えば岩手県などは、派遣元医療機関への業務負担の支援費も給付する制度を構築しております。

そこで、福祉保健部長に、コロナの対応において、医師や看護師の派遣に協力する医療機関に対して、職員の給与などを補助する制度の本県の活用状況と、今後の感染拡大に備えて、より協力しやすくなる制度を構築できないものか伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 第3波におきましては、多数のクラスター発生など患者が急激に増大し、受入れ可能な病床が逼迫したことから、医療機関の受入れ能力を高めるための医

療従事者確保は、極めて重要な課題と認識をしております。

県では、今年度補正予算で、国の緊急包括支援交付金を活用し、医療従事者を派遣する医療機関に対する支援制度を設けており、この制度を活用し、宮崎大学医学部附属病院から1医療機関に対して、第2波以前で76日間、第3波以降で62日間、1日最大で看護師8名を派遣いただいております。

しかし、今後も感染が拡大した際には、さらに派遣ニーズが高まると認識しており、昨年12月に、例えば、重点医療機関に派遣する看護師の補助単価を、1時間2,760円から5,520円に倍増するなど、支援を拡充したところであります。

来年度も、医療従事者派遣に係る予算として、1億7,000万円余を今議会に提案させていただいております。今後も、支援情報の周知や派遣可能な医療機関との調整など、派遣に協力しやすい環境づくりに努め、コロナに対応する医療体制を崩壊させないように、さらなる派遣を推進してまいります。

○右松隆央議員 今、答弁でもありましたけれども、現時点で、この制度の活用は1医療機関のみとなっております。当初予算で一定額を確保しておりますので、対象が、例えば重点医療機関のみとなっていることや、先ほど紹介した派遣元への業務負担の支援費も含めて、医療関係者とも協議の上、例えば民間と民間や、あるいは県と民間での支援など、様々な状況を想定し、より派遣協力がしやすくなるような環境づくりをぜひ構築していただきますよう、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

同じく、看護師の人材確保についてであります。

今回の新型コロナの感染拡大における状況を鑑みても、県内で働く看護師をいかに増やしていくかは、大きな課題であり、県立看護大学など学の取組や、医療機関を含む民間での取組に仮に限界があるとするれば、そのための施策を県行政が打ち出していくことは、優先順位の高い取組だと認識しております。

一度、県外に流れた人材をいかに戻していくか、医師会立の看護学校は、85%を超える高い県内就職率を誇っておりますが、看護人材の供給県となっている本県にとっては、何らかの手を打つ必要があることは明白であります。

山口県は、看護師や看護学生の県内就職を促すため、県外に在学・在住する人を対象にした奨学金の返還補助制度を創設しました。卒業後に一定期間、県内の中小病院などに勤務することを条件に、最大144万円を補助する制度であります。具体的な対象者は、日本学生支援機構などから奨学金の貸与を受け、県外の看護師養成学校を卒業見込みの学生や、居住地、勤務地ともに県外の現役看護師、そして、看護資格を持つものの就業していない県外在住者が対象で、採用時点で40歳未満で、病床数200床未満の病院または訪問看護ステーションに5年間勤務することを条件に、144万円を上限として、奨学金返還残額の半額を補助する内容であります。

そこで、福祉保健部長に、県立看護大学のヒアリングなどから、学生が卒業前に、既に奨学金で縛られているケースや、景気低迷の影響で、苦学生が非常に増えてきている中で、やはり少しでも条件のよいところへと、県外へ進む傾向にある今の現状に鑑みて、県が奨学金返還補助制度を創設し、県外の看護師や看護学生の本県へのUターンを促進できないものか、伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 看護師の安定的な確保を図り、県内定着を促進していくことは、本県の医療体制を支えていく上で大変重要な課題であると認識をしております。

このような中、医師会立の養成所以外では、看護師を目指す看護学生の約半数が、県外の医療機関に就職している現状等を踏まえますと、従来の県内就職率の向上に向けた取組に加え、一旦県外に就職した看護師や、県外の看護師養成機関に進学した学生が、本県にUターン就職を考える動機づけとなるような支援策が必要であると考えております。

現在、県では、SNSを活用した情報発信や、移住相談会における求人情報の提供などの取組を進めておりますが、今後におきましては、議員の御指摘の県外の看護師を対象とした奨学金の返還支援等につきましても参考にしながら、看護協会など関係機関と連携を図り、より効果的なUターン就職の支援対策について検討してまいります。

○右松隆央議員 奨学金の返還補助制度については、ぜひ前に進めていただきたく、お願い申し上げます。

引き続き、新型コロナ対策で、高齢者入所施設においてクラスターが頻発した問題について、問うてまいります。

実は、この課題を議論し、対策を講じていく上で、この問題の本質がどこにあるのか、当時の状況はどうだったのか、特に宮崎市の施設で起きた6つのクラスターについて、施設を所管する宮崎市の介護保険課に、県から聞き取りをしていただきまして、感染拡大の主な原因、発生当時の主な支援、そして、クラスターを受け、施設が施す今後の対策について、一覧でまとめていただいた次第であります。

その結果、感染拡大の主な原因で、共通して書かれてありましたのが、1つに、職員が体調不良の中、勤務をした、2つに、PCR検査で陰性であった職員が、十分な経過観察期間を取らずに勤務をした、3つに、休憩室、更衣室等でマスクを外した際に、職員間で感染が広がった可能性がある、そして4つに、これは高齢者入所施設の特徴ではありますが、認知症の高齢者が指示を理解できずに、感染が拡大した可能性があるとのことであります。

これらの4つの原因のうち、3つ目までは、感染予防策をしっかり講じ、リスク管理において、行政からの周知と、施設内での共有を徹底すれば、場合によっては防げたケースもあるのではないかと感じております。

そこで、福祉保健部長に、感染拡大やクラスター発生のリスクが極めて高く、場合によっては人が亡くなることにもつながりかねない高齢者入所施設など、福祉施設に対して、これまでに徹底した周知ができていたのか、また、全ての福祉施設と高いレベルのリスク管理が共有できていたのか、加えて、所管が、中核市である宮崎市に対して、クラスターが頻発した際に十分な情報共有や徹底した感染防止の周知のお願いを具体的に図っていたのか伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 高齢者施設におきましては、重症化リスクが高く、命に関わる高齢者への感染を防止する対策の徹底は極めて重要です。

このため、県と市町村それぞれが、所管する高齢者施設に対し、体調不良の職員を出勤させないことや、感染予防策の徹底、医療機関への積極的な受診等について、10数回にわたり、メール等で周知を図るとともに、有料老人ホームの管理者を対象とした研修会も開催いたしま

した。

このような中で、宮崎市の高齢者施設でのクラスター続発を大変重く受け止めており、共通して見られる感染拡大原因の周知について、通知文の分かりやすさという点に改善の余地があると、議員から御指摘をいただきましたので、先週公表した資料は、ビジュアルも意識し、より伝わるように工夫をさせていただいたところです。

また、宮崎市との連携につきましては、クラスター発生時をはじめ混乱する現場に、所管を超えて、県の保健所長や職員を派遣しての初動対応、入院調整や関係団体への協力依頼などに、県として様々な助言や支援、情報共有を行ってまいりました。

今後も、さらに高い危機意識を共有し、最大限連携を図った上で、クラスター発生の詳細な原因や対応策についても徹底して周知するなど、クラスター発生防止に努めてまいります。

○右松隆央議員 同じく、高齢者入所施設でクラスターが発生した際の対応であります。

さきの9月議会で、私の一般質問への部長答弁の中で、「万一、クラスターが発生しても、各施設の介護職員を相互に派遣し合う助け合い制度を導入する」と答弁をいただいたところですが、第3波の中で、その制度の実効性がどうだったのかを問うてまいります。

調べたところによりますと、今回の宮崎市の6つのクラスターによって、応援職員派遣のスキームを活用して派遣された介護職は2名でありました。この数をどう評価するかは難しいところではありますが、私の知り合いの施設の代表者に伺ったところ、「事前に、応援職員への登録募集があった際に名簿は出させていただきましたが、実際にクラスターが発生し、いざ応援

へとなったときに、そのクラスターが発生した派遣先の施設に陽性者が残っておられたので、応援に行くのに二の足を踏んだ」と言われておりました。

本来は、高齢者施設での陽性者は重症化のリスクが高いわけであります。また、せっかくの応援職員も、陽性者が残っていれば、やはり応援に行きづらいと、これは当然理解できるわけであります。

ですから、入所者で陽性者の方々は、全ての人を入院施設へ移すことが最善ではありますが、その対応が難しいということであれば、施設の中で最大限の感染防止策を講じることはもとより、徹底したゾーニングで、グリーンゾーン担当とレッドゾーン担当とで、しっかり人員を分けるなど、対策は不可欠と感ずるわけであります。そこで、福祉保健部長に、今後どう対応されていくのかお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 高齢者施設で新型コロナ患者が確認されますと、県内での発生事例のとおり、感染が一気に拡大し、医療提供体制の逼迫にもつながることから、その対策は重要な課題であると考えております。

議員御指摘のとおり、県の応援職員派遣制度を活用した介護職員の派遣実績は2名でありまして、この制度の実効性を高めるためには、施設での感染拡大防止策をさらに徹底する必要があります。

そこで、1例でも感染者が発生した際には、DMAT医師や感染管理認定看護師を速やかに施設へ派遣し、汚染区域や清浄区域などのゾーニングを徹底するとともに、個人防護具の着脱をはじめとする感染防止策の指導を引き続き行い、発生施設内でのさらなる感染の拡大を防ぎたいと考えております。

また、無症状の高齢者施設職員への検査に取り組み、感染拡大の火種を早期に探知することで、施設内の広がりを未然に防ぐことといたします。

今後とも、徹底した感染予防対策を行い、施設職員はもとより、応援職員が入った際も安心して業務に専念できるような体制を強化してまいります。

○右松隆央議員 引き続き、新型コロナに伴う入院や宿泊療養などの振り分け調整について、そして、自宅療養者への対応について伺ってまいります。

まず、入院宿泊調整についてであります。先月の県コロナ対策協議会でも、委員の医師から指摘がありましたように、数字の上での病床数と、実際に受入れが可能な病床数が、中等・重症患者が増えたことでスタッフのマンパワーが足りずに乖離しているところがあるとの指摘から、医療の負荷における病床の逼迫具合は、数字で見るとよりかなり高いのではないかと思われる次第であります。

また、保健所の業務が逼迫していることから、入院や療養先の調整が追いついていない実態もかいま見え、事実、宮崎市の医師から、調整に時間がかかり、受入先が決まるまで23時間かかったとの御意見もいただいたところであります。

そこで、第3波において、陽性者の入院や宿泊施設などへの振り分け調整を行う現場は大変だったというふうに、想像に難くないのですが、実際どのような状況であったのか。また、第3波では家庭内感染も急増しております。本来、軽症者や無症状の人も、可能な限り宿泊施設に入っただき、その宿泊施設でさえ満室になれば、致し方なく自宅待機をしていただ

く、これが感染拡大を防ぐ理想的な振り分けではないかと考える次第ではありますが、宿泊施設の稼働率や自宅療養者数も含めて、それぞれ第3波の状況がどうであったのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 今回の第3波における入院調整につきましては、症状が重い高齢者の入院先の確保が簡単にはいかないことを含めまして、ピーク時には、90人を超える高齢者や10人の重症者など、手厚い看護を必要とする入院患者が多数生じたことから、宮崎市を中心とする圏域では、116床あるものの実質的に満床に近い状態でありました。

さらに、都城市の患者を延岡市に、延岡市の患者を宮崎市に搬送するなどの広域的な救急搬送をする必要があったことで、必要な方を入院させる上で、まさに綱渡りの状況でありまして、入院調整に一部時間がかかった事例もございました。

また今回、1日最大500人を超える療養者数となったこともあり、最大で自宅療養者が258人、宿泊療養施設の稼働率は、最高でひまわり荘が66%、ライオンズホテルが69%でありました。

今後、さらなる感染拡大が生じた場合に備えて、重症者の受入れ病床数の確保や回復後の受入れなど、必要な医療を提供できる体制を確保するため、医療関係者と連携して取組を進めたいと考えております。

○右松隆央議員 厚労省も、無症状や軽症者の人でも、ホテルなどでの宿泊療養を基本とするとの通知を出しているわけではありますが、これは他県も同様なんですけど、宿泊施設の稼働率は、なかなか上がらない状況であります。マンパワーが要因の部分も大きいわけであります

が、果たして、宿泊施設の対応を自治体職員が行うものなのか、疑問を感じざるを得ないところもあります。委託も含めて、他県がうまく回している事例があれば、ぜひ調査をしていただければと思っております。

今の答弁でも、自宅待機者がかなり多く出ているわけでありまして。だからこそ、当然に、自宅療養者への健康観察の強化は重要であると考え次第であります。

また、これは他県の事例であります。一部の自宅療養者から、支援が不十分であるとの声や、一人暮らしのために、食材購入でスーパーに買物に行かざるを得ないケースも含めて、外出制限のルールが破られるなど、自宅での感染防止の徹底は課題の一つになっている自治体もあります。

そこで、福祉保健部長に、血液中の酸素濃度を測れるパルスオキシメーターのこれまでの貸出状況や、自宅療養者への対応がどうなっていたのか伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 自宅療養者への対応としましては、療養中の注意点など丁寧な説明を行い、あわせて、保健所において、毎日、電話等による健康観察を実施しております。もし、症状が悪化した場合などは、医師である所長や保健師が訪問し、対面観察を行うとともに、必要な方には、医療機関受診を調整するなどの対応に努めているところです。

また、自宅療養者の健康管理を行う上で、血中酸素濃度を簡易に把握できるパルスオキシメーターが有効であることから、県では、宿泊療養施設や各保健所に210個配備しまして、保健師が訪問時に測定するとともに、これまで必要な方に18個貸出しをしております。今回の感染状況を踏まえて、2月に新たに100個購入し、今

後の感染拡大に備えているところです。

なお、本県では、家庭内で生活空間を分けることができない方や、一人暮らしで周囲からの生活支援が受けられない方は、優先的に宿泊施設に入所していただくことで、自宅療養での大きな混乱はなかったと聞いております。

○右松隆央議員 もう1年にも及ぶ新型コロナの対応に、大変御苦勞があったというふうに思っております。心から敬意と感謝を申し上げます。

また、これから人の移動シーズンになりますので、今月中旬から4月にかけて、特に注意が必要だというふうに考えています。引き続きの感染予防とリスク管理を、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、新型コロナ感染症対策で、学校現場の対応について伺います。

現職の校長先生に、「学校現場は今、どのような課題を抱え、どう対処しているのか」というお声かけをさせていただいたところ、学力向上や生徒指導、働き方改革、学校支援システムなど、12項目にわたる課題を出していただきました。その中で、まず最初に明記されていたのが、新型コロナウイルス感染症の予防対策、及び陽性者と濃厚接触者への対応についてでありました。

そのうち、陽性者、濃厚接触者への対応で、誹謗中傷につながる教員の言動について、その校長先生は、教育委員会からの方針を教職員へ周知徹底されているとのお話をいただいたところでもあります。

そこで、学校現場において、新型コロナに係る差別や偏見を防ぐ取組は、当然、不可欠なるわけではありますが、教職員に対してどのような指導を徹底されているのか、教育長に伺いま

す。

○教育長（日隈俊郎君） 差別や偏見は、いかなる場合においても決して許されるものではありません。

特に新型コロナウイルス感染症に関しましては、これまで報道にもありましたように、全国的に人権への配慮を欠いた様々な事例が起きております。県立学校から報告は受けておりませんが、県内においては、医療関係者等を保護者に持つ児童生徒に対する不適切な言動や、体調不良の児童生徒に対して過度に反応するなどの事例が見られております。

県教育委員会といたしましては、これまでも、教職員を対象とした研修会を実施するなど、人権感覚を高める取組を行ってまいりましたが、特に新型コロナウイルス感染症に関しましては、教職員向けに、差別や偏見の防止を図る資料を作成しまして、正しい知識を基に適切に対処するよう、指導の徹底を図っております。

今後、児童生徒等の心情を傷つけることのないよう、また、児童生徒間の言動にも注意を払いながら、引き続き人権教育の充実に取り組んでまいります。

○右松隆央議員 最後に、本県でも幾つか発生しておりますが、学校関係者で陽性者が出た場合、これは大変大きな影響が出てくるわけであり、そうした際、学校現場でどのような対応が取られ、その対応は統一化が図られているのか、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 学校関係者の陽性が確認された場合、児童生徒や地域住民に与える不安・影響は大変大きいものですから、迅速かつ安全な対応が必要不可欠であります。このことから、県教育委員会としましては、あらゆる事態を想定して、各県立学校へ対応を周知して

いるところであります。

具体的に申し上げますと、まず、陽性が確認された場合は、県教育委員会が所管保健所に対して、濃厚接触者の特定や検査に必要な日数等を確認し、校長と協議の上、臨時休業の可否や出席停止の措置、消毒箇所の選定、保護者への連絡手段等、今後の対応について決定します。

次に、校内に一定数のPCR検査対象者がいる場合は、県教育委員会と所管保健所で協議を行いまして、検体採取の方法を決定します。例えば、学校の敷地等を利用して、いわゆるドライブスルー方式で実施したケースもありました。

また、仮に校内で集団感染が発生した場合は、県教育委員会において、当該校への詳細な聞き取りや、所管保健所からの助言等を参考に、原因究明及び徹底した再発防止に取り組むこととしております。

今後、感染症対策をしっかり講じつつ、学校関係者の陽性が確認された場合は、児童生徒や地域住民への不安等を最小限に抑えられるよう、各学校の感染状況に応じ、的確な対応を行ってまいります。

○右松隆央議員 教育長の今の答弁にもありましたように、あらゆる事態を想定し、万一、学校現場でコロナが発生しても、影響を最小限に抑えていただくよう、ぜひ的確な対応を引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 次は、来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕(拍手) 通告に基づいて質問をさせていただきます。

まず、核兵器禁止条約に関して述べていきたいと思ひます。

一昨年11月、ローマ・カトリック教会のフランシスコ教皇が来日し、広島・長崎で語りかけました。教皇は、「核戦争の脅威による威嚇をちらつかせながら、どうして平和を提案できるでしょうか」と、このように述べて、核抑止論を否定し、そして「人道的及び環境の観点から、核兵器の使用がもたらす壊滅的な破壊を考えなくてはなりません」と、核兵器の非人道性と環境破壊を厳しく告発しました。

核兵器禁止条約は、2017年に国連で採択され、去る1月22日に発効しました。この条約第1条で、核兵器の開発・実験・製造・備蓄・移譲・使用・使用の威嚇などを禁止しております。これは、核兵器廃絶に向けた歴史的な第一歩を踏み出したものであり、長年にわたる被爆者の声、核兵器廃絶を求める世界と日本の声が、国際政治を本当に大きく動かしたものであります。

11月の前屋敷議員に引き続き、改めて知事にお聞きしたいと思ひますが、発効された核兵器禁止条約について、どう評価されているのでしょうか。答弁を求めたいと思ひます。

あとは質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

核兵器禁止条約につきましては、条約を批准した国と地域が50を超え、本年1月22日に発効したところであります。多くの国が核兵器のない世界を目指すという思いを共有している点では、評価されるべきものと考えております。

一方で、日本政府としては、唯一の戦争被爆国として、「核兵器のない世界を実現するためには、現に核兵器を保有している国を巻き込んで、核軍縮を進めていくことが不可欠である」という方針を明確にしており、これまでも、核

軍縮に関する国際社会の取組を推進しているところでもあります。

私としましても、このような政府の方針を踏まえ、核兵器を廃絶し、戦争のない社会、平和で安心して暮らせる社会の構築を目指していきたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○来住一人議員 政府の考え方を踏まえてという言葉がありました。

日本政府が、この条約に同意しない最大の理由の一つが、この条約によって、アメリカの核抑止力を損なうと。だから、この条約について署名、批准しない、それが最大の理由となっております。そもそも核抑止というのは、いざというときには核兵器を使用することを前提にいたしております。そうしないと抑止になりませんので。はっきり言うと、「広島・長崎のような非人道的な惨禍をためらわない」というものであります。

核抑止論についての知事の考え方をお聞きしておきたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 核兵器の保有が、その法外な破壊力のために、かえって戦争の抑止力となるという「核抑止論」につきましては、激しい核軍拡競争が続いた冷戦時代から、冷戦体制が崩れた現在でも、アメリカ、ロシアをはじめとした核兵器保有国の核戦略の基本となっております。

このような中で、核兵器を保持しない我が国におきましては、これまでアメリカの核抑止戦略を受け入れてきているところでありまして、東アジア情勢の不安定化が大きな脅威となっている中で、核抑止力を含めたアメリカとの安全保障体制を維持していくことが、核兵器によるものを含む、我が国に対する攻撃を抑止するものであると考えております。

一方で、我が国は唯一の被爆国として、「核兵器のない世界」を実現するため、核兵器保有国と非核兵器保有国の橋渡し役としての役割を担っているものと考えております。

私としましても、今後とも、我が国が国際社会の取組をリードしていく中で、各国の安全保障政策における核軍縮についての議論が深まっていくことを期待するものであります。

○来住一人議員 知事の今の答弁は、さきの11月の前屋敷議員への答弁と、内容としてはほぼ同じだと思いましたが、この11月の答弁の中で、知事は、「東アジア情勢の不安定化が我が国の脅威となっている。核兵器国、それから非核兵器国との協力が不可欠だ」と、この旨の答弁をされておりました。今も、多分それを引き継いでおられると思います。

「東アジアの不安定化」というときに、多分、北朝鮮のことを念頭に置いてのことだと思います。北朝鮮そのものが核開発を行っている根拠は何かと——核抑止です。その立場に立っているわけですから、こういう国に対して、核抑止を是とする立場からの説得は成り立たないと、このように思います。核抑止の立場に立って核の維持に固執する核保有国と、核廃絶を求める非保有国との間に、中間などはありません。廃絶か、それとも維持か、この間には中間はないと、このように思います。

保有国と非保有国との間に協力を求める——何の協力があるのでしょうか。そういう協力はない、あり得ないと思っております。橋渡しをするというけど、どんな橋渡しをするのか。そんな橋などというのはあり得ないと我々は思います。

この条約に署名、批准して、被爆国政府の責任を歴史と世界に果たすために、菅政権に代わって、署名と批准をする政府を樹立する。

こっちの方向でも、我々日本共産党としては、野党とも協力して頑張っていきたいということで、この問題は止めておきたいと思います。

オリパラ組織委員会の森喜朗会長の女性蔑視発言もさることながら、その場においていさめる者はおらず、笑いが出たと。そしてまた、自民党の二階幹事長に至っては、オリンピックボランティアの辞退を表明した方々を指して、「瞬間的な行動」と言い放つ始末でした。こうして、森発言をめぐって、日本の女性蔑視の社会的構図があぶり出されました。同時に、女性をはじめ多くの皆さんが声を上げ続けたことが、日本の希望となりました。

ジェンダーギャップ指数が、153か国中121位という日本の現状について、知事の認識をお聞きしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） ジェンダー平等の実現は、国連が、持続可能な開発目標（SDGs）の一つに掲げるなど、国際社会が協調して取り組んでいる重要な課題であります。

議員の御質問にありましたジェンダーギャップ指数は、世界経済フォーラムが、各国に積極的な対応を促すため、毎年発表しているものがあります。日本は、総合順位で見ると、153か国中121位で、特に「経済」と「政治」の分野での男女間格差が大きくなっているという大変残念な結果であります。

私は、ジェンダー平等の実現は大変重要な課題であると考えておまして、グローバル化が進む中、その重要性がさらに増しているものと認識しております。

国においては、昨年12月に閣議決定した第5次男女共同参画基本計画の中で、この指数を取り上げ、危機感を持って、男女共同参画社会づくりをより強力に進めていくこととされており

ます。

県といたしましても、豊かで活力ある宮崎づくりを進めていくため、こうした国の動きとも連動しながら、男女共同参画に積極的に取り組んでまいります。

○来住一人議員 皆さん、気づいていると思いますが、そちらの執行部席には女性の方が1人もいらっしゃらないというのが、残念だと思います。

ジェンダーとは、女性はこうあるべき、男性はこうあるべきなどの行動規範や役割分担などを指して、「社会的、文化的に作られた性差」と定義されています。これは、決して自然にできたものではなく、人々の意識の問題でもないと思います。時々の支配階級が人民を支配するために、政治的につくり、歴史的に押しつけてきたものであります。「女は妊娠・出産があるから、正規で雇われないのは仕方がない」「男は社会に尽くし、妻子を養って一人前」というのは、その典型であります。

私ども日本共産党は、この問題での日本の著しい遅れの原因は2つあると考えています。

1つは、財界・大企業が男女平等を口にはするが、実際の行動では、利益最優先からジェンダー差別を利用していることです。女性には安上がりの労働力と家族的責任を、男性には企業戦士たれと、長時間労働、単身赴任を押しつけています。ILO総会で、ハラスメント禁止条約が採択されても、日本経団連はこれを棄権いたしました。

いま1つは、戦前の男尊女卑、個人の国家への従属を当然とする勢力が、戦後政治の中枢を占め、特に安倍政権においては、この動きが著しくなってきたことでもあります。戦前の絶対主義的天皇制国家を根底から支える家制度に、女

性差別ががちり組み込まれました。これが今日残っており、森発言も、その発生源はここにあると思います。

ジェンダー平等を目指す県の取組の現状と方針について、部長にお聞きしたいと思います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） ジェンダー平等を目指すため、県では、みやざき男女共同参画プランに基づき、根強く存在する性別による固定的な役割分担意識の解消や、政策・方針決定過程への女性の参画、男女ともに家事・育児等と仕事を両立できる環境の整備など、様々な課題の解決に取り組んでいるところであります。

具体的には、男女共同参画センターと連携しまして、学校や企業への出前講座や、各種セミナーにより啓発を行いますとともに、市町村に対する審議会等への女性登用の働きかけ、企業の経営者等を対象に、女性が働き続けたい職場環境づくりをテーマにした研修会などを開催しております。

今後とも、男女が互いに人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○来住一人議員 「JOCの女性役員は、わきまえている」と、このように森氏は期待をいたしました。ところが、多くの女性はわきまえませんでした。我が党は、ジェンダー平等を党綱領に規定いたしました。わきまえない方々と寄り添い、ジェンダー平等社会に向けて、一層努力をしていきたいと思っております。

次に、新型コロナウイルス感染症をめぐる問題について質問いたします。

感染症をめぐる状況は刻一刻と変化いたしております。緊急事態は首都圏を除いて解除され

ましたが、報道によると、政府の分科会の尾身会長は、6府県の解除について、「もろ手を挙げて賛成できなかった。強い懸念を示した人がたくさんいた」と述べております。今、政府・行政が行うべきことは、一にも二にも、第4波を絶対に招かない、国民・住民の命を守ることにあると思っております。

医療関係者を先行してワクチン接種が始まりましたが、必要とする県民に接種が完了するには、相当の月日を要するものであり、したがって、感染対策は絶対におろそかにできないものと思っております。特に、無症状の感染者を一日も早く把握し、保護することは決定的で、中でも高齢者施設や医療施設などの従事者を対象としたPCR等の社会的検査が重要だと、このように思っております。

まず、県内におけるクラスターの発生件数など、その概要について報告を求めたいと思っております。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） クラスターについてでございますが、国立感染症研究所が作成した積極的疫学調査実施要領によれば、現在では、リンクが追える集団として確認できた陽性者の一群を指すと定義されておまして、本県においても、これに従っております。

県内では、これまで宮崎市保健所管内を含めますと25件のクラスターが発生しており、主な施設としては、高齢者施設が9件、職場が4件、接待を伴う飲食店が3件などとなっております。また、県全体のうち、宮崎市保健所管内での発生が15件となっております。

○来住一人議員 私ども日本共産党は、昨年の早い段階から、コロナ対策の基本として、1つに、科学的知見を尊重すること、2つ目に、PCRの社会的検査を抜本的に拡大すること、保

健所などの体制を強化すること、3つに、医療機関の減収を補填すること、4つに、自粛と一体に補償を行うこと、この4点について、他の野党とも協同して政府に求めてまいりました。

厚労省は重い腰を上げて、この2月4日に事務連絡で、10都府県に対して、高齢者施設の職員等の検査を3月末までに集中的に行うよう要請しました。同時に、全国にも高齢者施設等での積極的検査を要請しております。

本県においては、延岡市や宮崎市などが社会的検査を行っているようであり、今の報告でもありましたように、県内でのクラスター発生は、高齢者施設が9件で、最も多いわけであり、

ですから私は、市町村任せにせず、県がイニシアチブを発揮して、高齢者施設等の職員を対象にした検査を実施すべきではないかと思えますけど、部長の所見を求めておきたいと思えます。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 高齢者施設での感染は、高齢者の重症化が危惧されるとともに、医療提供体制の逼迫にもつながりますので、無症状の陽性者をいち早く発見し、他の人にうつさない環境を整えることが重要です。

このため県では、1月末から2月にかけて感染が拡大しつつあった延岡市内の有料老人ホームに勤務する無症状の職員を対象に、早期発見を目的とした抗原定量検査を緊急的に実施したところであり、宮崎市も同様に、有料老人ホーム等の職員を対象とした検査を実施していると伺っております。

県としましては、今後の感染状況を注視し、感染者が増加しつつある際の無症状の高齢者施設職員を対象とした検査など、感染者の早期探知に努めてまいります。

○来住一人議員 ぜひ進めていただきたいと思えます。

国内において感染者をゼロにするのは、この数年は不可能だと思えます。経済活動や日常生活に制約を発しないほど感染を抑え込む、このことが何より大事だと思えます。

そうしますと、社会的検査を抜本的に行うことが最大の課題であると思えます。ぜひ、県の積極的な姿勢を強く要求しておきたい。お願いしておきたいと思えます。

感染対策と並行して、ワクチン接種が大仕事となります。この仕事は、市町村が主体となりますが、幾つか確認をしたいことがあります。

1つに、ワクチン接種はあくまでも個人の自由意思で行われるべきものでありまして、接種の有無で差別されることがあつては、絶対にならないと思えます。この自由意思の尊重、接種する意思を表示することが困難な方もいらっしゃると思います。そういう方に対する対応について、部長の見解を求めておきたいと思えます。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 国の「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」では、意思確認が困難な者に対する予防接種につきましては、家族や、介護保険施設に入所している場合は、嘱託医などの協力を得ながら、本人の意思を確認し、接種についての同意を確認できた場合に接種を行うこととされております。

また、ワクチン接種は強制されるものではなく、ワクチン接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、自らの意思で接種を受けていただくこととなります。

接種同意の確認につきましては、全てにおいて丁寧に行うとともに、接種の有無による不利

益や差別を受けることがないように、正しい情報発信にも努めてまいります。

○来住一人議員 自治体はこれから、感染対策とワクチン接種の2つの大仕事を担うことになります。

県庁所在地の47市区の9割が、「接種を担う医師、看護師を確保するめどが立っていない」、このように回答している調査もあります。

県内市町村の住民接種に向けた体制はどのようになるのか、部長の報告をお願いしたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 市町村におきましては、現在、地元医師会や医療機関等と調整しながら、集団接種や個別の医療機関での接種など、地域の実情に応じた接種体制づくりに取り組んでいるところです。また、接種のスケジュールや接種会場の問合せ等に応じるコールセンターの開設も、順次進められております。

ワクチンの供給につきましては、4月から開始する高齢者分の配分見通しが、国から一部示されておりますが、全体を含め不明な点が多いため、住民接種の接種計画の策定が進まないなどの課題があります。

県では、ワクチン供給について、市町村への配分見通しを迅速に示すことをはじめ、市町村の接種体制確保のために、進捗状況の把握や、必要な協力・支援を行ってまいります。

○来住一人議員 ワクチンの供給がまだしっかり定まっていないようで、大変御苦労されると思いますけれども、よろしく願いしておきたいと思います。

コロナ危機は、県民に多大な困難をもたらしております。中でも、零細業者の皆さんの経営と暮らしは深刻です。現在、税の申告時期であ

りますが、昨年、国税と地方税の徴収猶予の制度を利用された方がおられます。令和2年度は、売上げが大きく落ち込んで、所得税や地方税の申告額も落ち込むと思われま。しかし、所得税は非課税に落ち込んでも、消費税は課税されます。昨年、猶予を受けていた方は、今年2年分の納税が迫ってくるわけでありま。

納税の猶予の延長と税の軽減を政府に求めるべきだと思いますけど、部長の答弁をお願いしたいと思います。

○総務部長（吉村久人君） 徴収猶予の特例につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が大きく減少し、納税が困難な個人や企業を対象としまして、手続等を大幅に緩和した上で、納期限から最長1年間、納税を猶予する制度として設けられたところであります。この特例は、令和3年2月1日で申請の受付が終了したところであり、今回の税制改正でも、その延長が議論されたようですが、結果として、この特例制度の延長は見送られたと承知しております。

県としましては、国からも既存の猶予制度を柔軟かつ適切に運用するよう通知があったところであり、引き続き、納税困難な方から相談があった際は、丁寧に実情をお聞きし、対応してまいりたいと考えております。

○来住一人議員 持続化給付金など、幾つかの助成制度がありますが、これらを利用できた人も、また、売上げが落ち込み、基準に届いていないなど、これの制度を利用できなかった人も、皆さん深刻で、納めるべき税を別に用意できている人などなく、毎日毎日をまさに食いつないでいる状況であると思いま。

税の滞納の原因が、コロナ危機によるものであることなどが明らかになっているものについ

ては、滞納処分の執行を停止する考えはないか、部長の答弁を求めたいと思います。

○総務部長（吉村久人君） 地方税法上、滞納処分の執行停止は、滞納処分をすることができる財産がないときや、滞納処分をすることによって、その生活を著しく窮迫させるおそれがあるときなど、一定の要件に該当する場合にできることになっております。

納税困難な方から相談があった場合は、新型コロナウイルス感染症の影響によるものはもとより、実情を十分伺った上で、納税者に寄り添った対応をしてまいります。

○来住一人議員 とりわけ、コロナにより零細業者が倒産に追い込まれたり、廃業に追い込まれたりすることがないように、今お話ししましたように、この時期、税の新たな荷がかかってくるわけですから、ぜひ県を挙げてお願いしておきたいと思います。

コロナ危機の下での経済対策の決め手の一つが消費税の減税である、我が党はこのように主張をしております。今回の参議院長野補選においても、野党間の合意になっております。

知事に改めてお聞きしますが、コロナ対策からも、また景気・経済対策からも、消費税引下げが重要だと考えますが、知事の所見を伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 消費税は、税収の規模が大きく、比較的安定しておりますことから、社会保障をはじめ、暮らしに必要なサービスを維持するとともに、新型コロナウイルス感染症への様々な対策を進めていく上からも、極めて重要な基幹税目であると考えております。

一般論としては、消費税率の引下げも、経済対策における選択肢の一つと認識しておりますが、国と地方の財政状況がますます厳しさを増

しておりますことから、仮に、国において税率引下げの議論が行われるような場合には、社会経済情勢を見据えつつ、財源確保がしっかりと図られるよう、慎重に検討していただきたいと考えております。

○来住一人議員 政府は、消費税は社会保障財源のために必要だと、このように述べてまいりました。もともと、社会保障のためとして、年金生活者や障がい者などにも税を求めると、私はこれは本末転倒だと思います。

また、消費税創設から33年経過しました。この間に、消費税の税収は447兆円、大企業を中心に、法人3税の減収額が326兆円、所得税等の減収が287兆円、そっくりこれらの減収分の穴埋めになったと、このように言うことができます。

社会保障のためと、このように言ってきましたけど、実際に社会保障がよくなったか、そういう社会保障があるかということ、そうではないと思います。さきの22日に、大阪地裁が、生活保護基準額の引下げは憲法違反だと判断を下したように、頼みの綱である生活保護額を引き下げてきました。新年度の予算を見ますと、社会保障の自然増を1,300億円削減し、年金は0.1%引き下げます。後期高齢者医療の窓口負担は1割から2割に、2倍に引き上げる法案が現在の国会に提出されております。このように、いいところは何にもない。

関連して申し上げますけど、コロナで国民が苦しんでいるのに、日本の大富豪30数人の資産は、最近の10か月で12兆円から22兆円になりました。株の売買で納める税金は、この人たちは20%です。コロナ対策のはずの第3次補正に、3,867億円の防衛費が計上されておりますが、そのほとんどは潜水艦や地对空誘導弾などです。新年度予算では、専守防衛から180度逸脱

して、敵基地攻撃能力の保有に踏み出します。税の集め方、使い方を抜本的に改めるべきだと、このように考えるところであります。

次に、コロナ禍の中で、多くの方々が仕事を失い、収入を絶たれました。このような下で、最後の頼りが生活保護であります。

最近、政府も、生活保護は権利だと言いはじめました。菅首相も、「最後のセーフティーネット」と、このように言っております。

一方、保護を申請する国民の側は、「自分のことは自分で」という自助が押しつけられております。ですから、生活保護を申請することを権利と思っている人は本当に少数。施しを受ける、このように受け取っている方がいて、本当に惨めな思いを抱く人が大部分だと思います。

惨めな思いをしている上に、申請の壁となっているのが扶養照会であります。扶養義務の範囲が、日本の場合は三親等の曾祖父母などまで入りますが、イギリス、フランスなどでは一親等、これでも配偶者と未成年の子供だけであります。

先般、参議院予算委員会で、我が党の小池書記局長が取り上げたとき、田村厚労大臣は、「扶養照会は義務ではありません」という答弁を3回繰り返しました。

この扶養照会について、県の基本的な対応をお聞きしておきたいと思っております。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、保護の申請があったときは、要保護者の扶養義務者のうち、一定の方の存否を確認するという事などを定めた国の実施要領等の規定に基づき、扶養照会を行っております。

具体的には、まず申請者からの聞き取りによって、扶養義務の履行が期待できる者について調査を行い、次に、扶養義務の履行が期待で

きる者に対して、経済的支援だけでなく、申請者と交流を継続するなどの精神的支援の可否について、照会を行っているところであります。

なお、扶養義務者であっても、おおむね70歳以上の高齢者や、一定期間交流がない方などは、扶養義務の履行が期待できない者として、照会を行っておりません。

○来住一人議員 私も、生活保護申請の前の段階の相談に立ち会ったことは何回もあります。一言で言うなら、相談者の全てを聞き出して、その人の生活を丸裸にするというものです。

ここ1年はよく分かりませんが、このように裸にされた上に、扶養照会です。生活保護を申請したことが親兄弟に知られるということが、本人にとってどのようなものであるか、これは容易に想像がつくと思っております。

申請者・相談者にこのような惨めな思い、残念な思いをさせて福祉と言えるのか。私は言えないと思っておりますし、私は、根本的にこの制度は間違っていると思っております。

私が市議会議員時代に質問で取り上げたことがありましたが、扶養照会した人の中で、実際に金銭的援助をした人は何%かと――1%台です。今回の参議院予算委員会でも1%台でありました。兄弟姉妹、祖父母などからの支援は、まずないと思っております。コロナ禍の今こそ、生活保護を受給してもらい、自立への道を準備してもらいたいと思っております。

扶養照会があるために、申請をためらう方がおられます。私は、これを本当にやめるべきだと思いますけど、改めて部長の見解を求めておきたいと思っております。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 生活保護法第4条第2項では、「民法に定める扶養義務者の扶養は、この法律による保護に優先して行われ

るものとする。」という基本原理が定められておりまして、これを踏まえた国の実施要領等に基づき、県では、先ほどお答えしたように、扶養照会を行っているところであります。

県としては、今後とも関係法令等に従いながら、生活保護制度を適切に運用するとともに、個々の要保護者に寄り添い、丁寧な対応が行われるように努めてまいりたいと考えております。

○来住一人議員 改めて部長にお願いしておきたいと思います。私は、扶養照会は少なくとも、まず申請者の了解——申請者によっては、この人には照会していいけど、この人には照会してくれるなとか、人間ですから、いろいろなつながりがありますから。ですから、当然その人からしてみれば、いや、この人には照会していいですよ、しかし、兄弟のこの弟だけには言うてくれるなとか、いろいろあると思います。ですから、必ずその申請者の承諾が必要だということ。それからもう1つは、現実には、その扶養義務者がそれに応えてくれる、そういう資力があるのか、力があるのかということなどが条件になると思いますので、ぜひそこは考えていただきたい。そして、まさに生活保護法の第1条のところを守られるように、お願いしておきたいと思います。

次に、未成年後見人支援事業が新年度の予算に計上されました。予算額は決して大きなものではありませんけど、本当に喜ばしいことだと考えます。

県弁護士会の皆さんが、昨年、部長などと懇談をされて、実現したものだと思います。この事業の内容とその周知について、部長の答弁を求めたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 未成年後見人

につきましては、親権を行う者がいない未成年者の財産管理や契約等の法律行為を行うなど、子供の権利擁護を図る上で重要な役割を担っております。

今議会をお願いをしております、未成年後見人支援事業につきましては、保護者の死亡や行方不明などで社会的養護が必要な児童を対象に、児童相談所長等が、未成年後見人の選任を家庭裁判所に請求した際、後見人となった弁護士などの専門職の活動に要する報酬等の全部または一部を補助するものであります。

県としましては、県弁護士会や県社会福祉士会等の関係団体に周知を行うなど、連携を図りながら、事業の適切な実施に努めてまいりたいと考えております。

○来住一人議員 では最後に、環境行政について質問をいたします。

先日、私は前屋敷議員と、串間市本城の太陽光発電所を、施工業者の方の案内で調査してまいりました。約6.5ヘクタールの山林が切り開かれて、太陽光発電所が建設され、既に売電されておりました。ただ、施設の下に田んぼの用排水溝がありまして、その用排水溝の施設側が崩れておりました。また、隣接する山には直接、雨水が流れ込んで、山が大きく崩壊しておりました。この施設の下流のほうには4戸の民家があるようであります。

大雨が降るたびに、住民の方は心配ですから、施工業者の方に電話をされるそうで、業者の方は、そのたびに宮崎から駆けつけるということであります。

まず、部長にお聞きしたいと思います。串間市本城の太陽光発電所に関する林地開発許可の申請が提出されているわけですけど、その概要についてお伺いしたいと思います。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 個別の林地開発許可申請の内容につきましては、差し控えさせていただきますが、県の林地開発許可制度取扱要綱では、申請に当たりましては、開発に係る面積や開発行為の目的、期間などを記載した申請書に、位置図と、開発に係る主要施設や工種などの事業の概要等を記載した資料などを添付することとなっております。

○来住一人議員 もう1つ聞きます。

昨年3月30日に、この開発行為の期間が切れました。期限がそこまででした。それで、当然3月30日に、開発行為の期間の延長申請がなされておりますけど、この時点でどのような工事が残されていたのか、お聞きしたいと思いません。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 先ほど申し上げましたとおり、個別の案件についての具体的な内容につきましては、お答えを差し控えさせていただきますと思います。

○来住一人議員 個別案件だから明らかにできないということではありますが、その是非を議論する時間がないので、今日はいたしません。

私ども党県議団の調べでは、発電所工事の発注者は、東京都中央区にある新東実業株式会社で、受注者は、宮崎市にあります株式会社ダイニを中心とした共同企業体であります。発電所の場所は、串間市本城字上代田でありまして、面積は、先ほど言いましたように、約6.5ヘクタールであります。

問題となるのは、発電用パネルの設置を優先して——パネル設置は他の業者が行ったわけですが——そのために、開発期限の段階では、のり面の補修と排水施設の整備が残っていたものです。ところが、売電が始まりますと、昨年5

月、施工業者は現場から立ち退きを通知されて、立ち退きを余儀なくされました。工事の出来高で支払って立ち退きを通知するならば、これはまだ理解できますけど、相当の額が未払いのままが現実であります。工事代については、現在係争中でありまして、いずれ解決がつくと思いません。

なお、開発行為期間の延長は、1回目が昨年9月末まで、そして、今年の9月までが2回目の延長となっております。私どもが現場に行ったのは、2月19日の時点でありました。この時点では工事はされておらず、むしろ昨年の大雨などで、のり面が崩壊するなど、拡大している状況でありました。

私どもが問題にしているのは、売電ができるようになると、多額の工事代を払わず、現場から追い出す、こうした業者が本当に地域の住民と環境を守るのか。そのようなことにはならないと、このように思います。これからも、林地開発は県内で続くと思われまますので、注意を喚起しておきたいと思いません。

これをもちまして、私の一般質問を終わりたいと思いません。ありがとうございました。（拍手）

○丸山裕次郎議長 以上で午前の質問を終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時39分休憩

午後1時0分再開

○徳重忠夫副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、佐藤雅洋議員。

○佐藤雅洋議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、こんにちは。自民党の佐藤雅洋です。

お疲れの出る時間帯でありますけれども、よ

ろしくお願いいたします。

実は本日、私、55歳になりました。(拍手)
ありがとうございます。

日本の武士であり、官僚、そして日本資本主義の父と言われた渋沢栄一の言葉に、「一人一人に天の使命があり、その天命を楽しんで生きることが、生きていく上で大事である」とあります。私も、課せられた使命であります中山間地域の振興について、使命感を持って質問を進めてまいります。

河野知事は就任して10年、常々、本県の一番の課題は人口減少問題にあると言われております。それはすなわち、本県の大部分を占め、人口減少著しい中山間地域の問題でもありますし、我が国全体の問題でもあります。その中山間地域の将来像について伺います。

御案内のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、経済社会に大きな影響を与えており、経済合理性だけを追求した社会は脆弱であることが、多くの人々に認識され、ポストコロナ時代に向けて、デジタル社会への変革と併せ、行き過ぎた一極集中を是正し、自律分散・多極型の経済社会の再構築が求められていると言われております。

ここで皆さんに、フォレストピア宮崎構想について思い起こしていただきたいと思っております。

本構想は、21世紀における森林化社会の到来を予兆し、当時の松形知事が提唱されたもので、県北の5町村をモデル圏域に指定し、いわゆる森林理想郷の実現に向けた意欲的な取組が進められました。これにより、地域おこしのリーダーとなる人材の育成や、地域資源を生かした特産品づくり、全国初の県立中高一貫校など様々な取組が行われ、現在のユネスコエコパークや世界農業遺産の基盤へとつながってき

たものと思います。

このような経緯を踏まえると、ポストコロナの時代においては、中山間地域に多大な可能性があると考えますが、中山間地域の将来像をどのように描こうと考えておられるのか、ポストコロナへの挑戦を目指すべき姿に挙げている知事に伺います。

あわせて、2月10日に日之影中学校に、「白熱教室」と銘打って知事に来校していただき、意見交換等を行っていただきました。地元では、生徒・保護者ともに大変好評で、貴重な経験になったと考えます。卒業生の一人としても感謝申し上げます。ありがとうございました。

世界農業遺産、ユネスコエコパークに認定されている日之影町の子供たち、地域の将来のリーダーになり得る生徒たちに、知事は、この白熱教室を通して、どのようなことを伝え、どのようなことを感じたのか、お聞かせください。

次に、コロナ禍の中、森林回帰、農村回帰と、自然環境の大切さが見直されています。日本一の森林県である宮崎県のよさも見直されていると考えます。県民共有の財産である豊かな森林が、今このようにあるのは、多くの先人のおかげであります。感謝の気持ちを忘れることなく、これからは、今を生きる私たちが、後世の人々のため、後に続く人々のために、豊かな森林、緑あふれる山々を残していく義務があり、守り育てる責任があります。私は、市町村が主体となる森林経営管理制度が、その重要な鍵の一つとなると考えており、昨年9月、一般質問において、県の支援センター設置など、市町村支援充実を提案いたしました。今議会提案の当初予算案には、森林経営管理市町村支援事業が盛り込まれており、また、森林管理推進室

の新設も発表されたところであります。来年度の県の市町村支援の充実に大変期待をするものであります。

そこで、森林経営管理制度の推進に向け、市町村支援に、県はどのように取り組んでいくのか、環境森林部長にお伺いします。

私の地元である高千穂郷、椎葉山地域は、美しい景観や伝統的な農林業などが、次世代に受け継がれるべき世界的なモデルとして評価された世界農業遺産です。これまで、知事を先頭に、県をはじめ関係機関・団体、大学などの支援もいただきながら、神楽などの伝統文化の保存や、地域の魅力を県内外の皆様にお伝えする活動などに、地域住民を中心に取り組んできました。その結果、地域の活性化や郷土愛の醸成につながっており、私は成果が出てきたと評価しているところであります。

しかし、認定から5年の節目を迎えた現在、次のステージに進むための課題も見えてきたのではないかと感じています。

改めて、世界農業遺産の認定を活用した取組を今後どのように進めるのか、農政水産部長にお伺いします。

さらに、中山間地域の安全・安心を支えるとともに、人と人の絆、つながりを守る消防団についてお伺いします。

濱砂議員の代表質問で、県内消防団の現状についての質問があり、危機管理統括監から、本県消防団員は減少し、高齢化が進んでいるとの答弁がありました。最近、山火事や原野火災が多発しており、実は先週、私もいまだ消防団員でありますので、山火事現場に出動し、ジェットシューターを背負い、消火活動を行ったばかりであります。

消防団員の減少や高齢化が進んでいること

は、大規模災害発生時の機動力等を考えますと、私自身、かねてより憂慮すべきことと考えております。このため、消防団員の高齢化を抑えるには、若手消防団員の加入を増やすだけでなく、団員が、職場や家族の理解を得ながら、長期間にわたり在団して活動を継続していくことも必要です。また、近年の大規模化、複雑化する災害に対応するために、消防団員OBの豊富な経験を生かすことも重要であると考えております。

令和元年9月議会の一般質問では、若手消防団員の加入促進の必要性や、消防団員OBの活動に対する支援について質問をさせていただきましたが、本日は、本県における若手消防団員の確保、消防団員の活動継続及び消防団員OBの活用のための取組について、危機管理統括監にお伺いします。

以上で壇上での質問を終わり、以下の質問は質問者席で行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] 答えします。

まず、中山間地域の将来像についてであります。

中山間地域は、急激な人口減少に直面し、産業の担い手不足はもとより、日常生活に必要な集落機能の維持・確保が大きな課題となっております。

一方で、棚田など自然と共生した生活の営みや、人情味豊かなコミュニティー、神楽などの地域に根づいた文化、歴史等が受け継がれておりまして、これらは先人から引き継がれてきた大切な宝であると考えております。また、御指摘のように、こういったところが、世界農業遺産ということで、世界からも高く評価を受けたところであります。

私は、このような中山間地域のありようが、ポストコロナ社会において、地方への人の流れを引き寄せる大きな魅力となるものと考えております。

現在、県では、中山間地域振興計画に基づき、「ひと」「くらし」「なりわい」の3つの柱を重点として、産業の振興や生活環境の整備等に取り組んでおります。特に、地域の将来を考える上では、若者や移住希望者が、「この地域で暮らし、働き、子供を産み育てたい」と希望を持ってくれるような、魅力ある地域と雇用の受皿を作ることが、何よりも大切だと考えております。そのための取組を、市町村や地域の皆様と一体となって、創意工夫をしながら全力で進めてまいりたいと考えております。

次に、「知事の白熱教室」についてであります。

2月10日に実施した「知事の白熱教室」では、日之影中学校の2年生25名と、「未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦」をテーマにして、意見交換をさせていただきました。ちょうどこの日、中学2年生の立志式に合わせて行われたものでありまして、多くの保護者などが見守る中で、生徒の皆さんが、職場体験で学んだことを、自分たちで制作した動画を放送しながら発表してくれたわけではありますが、タブレットをそれぞれ発表者が次々手渡すなどして、堂々とプレゼンする姿に、大いに感心したところでもあります。

その後、日之影には美しい自然があることや、食の魅力など、さらには人と人とのつながりが強く息づいていることなどを例に、「心のゆたかさ」について意見交換を行ったところでもあります。

私からは、子供たちに2つの点を、特にこれ

からお願いしたところであります。1つは、ふるさとに誇りを持ち、そのすばらしさを語ることでできる人になってほしいということ。2つ目としましては、これからの急速な時代の変化にもしっかりと立ち向かっていくことができる人材に育ってほしいということをお伝えしたところであります。

14～15歳、そのくらいの子供たちに、どれくらいのもを受け止めていただけたらという思いがありますが、少しでも印象に残って、いずれ、この日之影の魅力であったり、ふるさとの価値が分かるような、そういう大人になってほしいなという思いであります。

今回、子供たちと直接語り合う中で、郷土を愛し、将来の地域や宮崎を支える気概を持った生徒が着実に育っていることを肌で感じ、大変頼もしく、またうれしく思った次第であります。しっかりとこれからも頑張ってもらいたいと、心から大いにエールを送りたいと思います。以上であります。〔降壇〕

○危機管理統括監(藪田 亨君)〔登壇〕 お答えいたします。本県における若手消防団員の確保等についてでございます。

若手消防団員確保のため、これまで、高校生等への加入チラシの配布や、学生消防団活動認証制度の導入などに取り組んできたところでありますけれども、来年度はこれに加え、若手消防団員による意見交換会を開催し、団員確保における課題把握に努めるとともに、大学での出前講座等の取組を実施することといたしております。

また、団員の活動継続のためには、団員の方々の士気高揚を図るとともに、家族や職場の理解と協力を得ることが大変重要でありますので、団員の功労や勤続年数等に応じた表彰のほ

か、団員を支える家族や協力事業所等への表彰を行ってきております。

また、頻発する大規模災害への対応力強化のため、消防団員OBの知識・経験を生かした大規模災害団員制度の導入検討を市町村に促すこととし、先進団体の情報提供やアドバイザーの派遣を実施してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○環境森林部長（佐野詔藏君）〔登壇〕 お答えいたします。森林経営管理制度についてであります。

議員御指摘のとおり、この制度の中心的役割を担います市町村の機能強化は大変重要でありますので、県ではこれまで、市町村に対する制度説明会や研修会の開催、モデル事業の実施などの支援に取り組んできたところであります。

来年度からは、さらにこれらに加えて、市町村支援業務を行う支援センターを外部委託により設置し、アドバイザーによる相談対応や技術指導、研修会の実施、広報活動等の支援を行いますとともに、4月の組織改正により、部内に「森林管理推進室」を新設し、支援センターとその連携によりまして、進捗管理等の統括的業務を行うなど、市町村への支援体制等の充実を図ることとしたところであります。

今後とも、市町村の状況等を踏まえながら、国、関係団体とも連携し、円滑な森林経営管理制度の推進に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○農政水産部長（大久津 浩君）〔登壇〕 お答えします。世界農業遺産の認定を活用した今後の取組についてであります。

県ではこれまで、認定を契機とした地域活性化や、郷土愛の醸成につながる取組等を支援しており、地元企業が昨年12月に、地域特産品を

使った「五國豊饒」という新たな特産品ブランドを誕生させるなど、地域活動の輪が広がっている中で、コロナ禍において様々な活動が制約されているところがございます。

このため、最近の田園回帰志向をチャンスと捉え、オンラインツアー等の積極的な情報発信を行いますとともに、企業と共同した棚田の保全活動など、新たな関係人口を創出し、人を呼び込み、将来的な移住につなげる取組等を推進してまいりたいと考えております。

今後とも、地元5町村や関係団体と連携しながら、地域住民の方々にとりまして、元気で誇りの持てる中山間地域のモデルとなるよう、世界農業遺産地域の活性化を図ってまいります。以上であります。〔降壇〕

○佐藤雅洋議員 河野知事、藪田危機管理統括監、佐野部長、大久津部長、ありがとうございました。

全ての取組がさらにステップアップし、真に中山間地域の活性化につながるよう発展することに、大いに期待をしたいと思います。

今、農山村の人口減少は急速に進んでおり、生産基盤の弱体化や地域活力の低下が大きな課題となっています。

一方で、私の地元には、雄大な山々と調和した棚田に代表される、美しい景観や伝統、文化など、農山村ならではの魅力があると思います。このような棚田地域の持続的な発展と、国民生活の安定向上に寄与することを目的として、令和元年に棚田地域振興法が施行されました。昨年の2月議会でも、この件について質問させていただき、指定棚田地域となることのメリットや、今後の取組について答弁をいただきました。また、今年の1月には、棚田地域活性化策の一つとして、県では「ひなたの棚田遺

産」の認定を行っております。

そこで、指定棚田地域の現状と「ひなたの棚田遺産」の取組について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 現在、県内では、13市町村の21地域が国から指定棚田地域に指定されまして、例えば、西臼杵3町では、中山間地域等直接支払制度で、10アール当たり1万円の加算措置によりまして、通常よりも5,400万円増額され、棚田の保全活動が充実してきております。また、日向市の県営圃場整備事業では、同じく地域指定によりまして、国庫補助率かさ上げの対象となり、地元負担率が5%軽減されております。

さらに本県独自に、県内17の棚田を、次世代に引き継ぐ「ひなたの棚田遺産」として新たに認定をしたところをごさいますして、ホームページや棚田カードの作成等により、美しい景観や棚田を守る活動、さらには伝統文化の継承などの取組を広く情報発信してまいります。

今後とも関係市町村と連携しながら、棚田の持つ魅力等を活用し、関係人口の拡大や地域活性化につながる取組を推進してまいります。

○佐藤雅洋議員 私の地元でも、「ひなたの棚田遺産」認定を喜ぶ声が多く聞こえています。地域住民が誇りを持って棚田を守っていただけるよう取り組んでいただいていることに感謝するとともに、さらなる支援をお願いしたいと思います。

次は、農山村の魅力向上に欠かせない対策について伺いたいと思います。

先ほどの答弁では、移住につながる関係人口の創出を目指すべきとのことでしたが、私は、移住者を中山間地域に呼び込むには、生活環境が整っていることが絶対条件であると思ってい

ます。中でも、私の地元などからは、営農用水や生活用水が不足していることから、安定した水の供給を求める切実な声を多く聞いています。

そこで、中山間地域における営農用水や生活用水を確保するための施設整備の取組について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（大久津 浩君） 中山間地域は、食料の安定供給はもとより、国土保全など多面的・公益的機能を有する重要な地域でございますが、平地に比べ、総じて農業生産活動や定住等の条件は厳しいものがあるものと認識しております。

このため、中山間地域総合整備事業によりまして、圃場や用排水路、農道等の生産基盤の整備と併せ、営農や生活用水を供給するための営農飲雑用水等の生活環境の整備も行っているところをごさいますして、これまでに35地区が完了し、現在6地区で実施しております。

事業の実施に当たりましては、中山間地域を守り、暮らし続けておられる住民の方々の定住と、さらなる地域活性化に向け、市町村や土地改良区等々の関係機関としっかり連携を図りながら、取り組んでまいりたいと考えております。

○佐藤雅洋議員 次に、農畜産物の物流対策について伺います。

県は、第八次の農業・農村振興長期計画を今議会に提案されておりますが、来年度からスタートするこの計画では、物流改革への将来像が大きく捉えられており、計画の目玉の一つであると伺っています。

私の住む中山間地域では、特に、運送業界の人手不足や集出荷場の労働力不足などを目の当たりにしており、宮崎の農産物を安定的に輸送

できるよう、物流対策に取り組むことの重要性を身にしみて感じているところであります。

そこで、第八次長期計画において、農畜産物の物流改革への取組をどのように進めるのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 大消費地から遠い本県にとりまして、物流は本県農業の生命線であり、近年のトラックドライバー不足に加え、令和6年度からは、時間外労働の上限規制が適用されますことから、まさに待ったなしで物流改革に取り組む必要がございます。

このため、次期長期計画案の重点施策で掲げました「産地とマーケットをつなぐ流通構造の变革」に基づき、令和3年度当初予算案におきまして、物流拠点の集約やデジタル技術を活用した効率的な配車など、物流システムの高度化等に向けた「みやざき農の物流革新事業」をお願いしております。

県といたしましては、これらの取組により、持続可能で効率的な物流体制の実現を目指し、魅力ある宮崎の農畜産物を消費者の皆様にしつかりと届けられるよう、努めてまいりたいと考えております。

○佐藤雅洋議員 物流改革が着実に進み、本県農業の持続的な発展につながるよう、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

次に、県内の周辺環境保護のためにはなくてはならない、内水面漁業について伺います。

本県は、大小多くの河川を有し、そこで育まれる豊かな内水面資源は、内水面漁業関係者ばかりでなく、広く県民や観光客などの来県者にも親しまれています。

そのような中で、内水面漁協におかれては、漁業権の免許を受け、内水面資源の保護、増殖を図るための様々な取組を行っておられます。

そこで、県内の内水面及び五ヶ瀬川水系の漁業の現況、県の内水面漁業の振興に向けた取組について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 県内には40の内水面漁協があり、令和元年の組合員数は7,610人、漁獲量はアユなど46.6トンで、このうち五ヶ瀬川水系4漁協の組合員数は434人、漁獲量は3.4トンでございます。

また、過去10年間で、県全体及び五ヶ瀬川水系のいずれも、組合員数は約3割、漁獲量は約6割の減少となっております。

県といたしましては、こうした内水面漁業の厳しい環境を踏まえまして、平成29年に策定しました内水面漁業活性化計画に基づき、アユ等の種苗放流や、魚道改修等による生態系保全等に取り組んでいるところでございます。

また、令和元年度からは、カワウの生息状況調査や効果的な被害対策等にも取り組み始めたところでございます。

今後とも関係者や関係機関と連携しまして、本計画に基づく取組を強化しながら、内水面漁業の振興を図ってまいります。

○佐藤雅洋議員 組合員の高齢化や減少などにより、漁協の維持も大変厳しい状況になってきていると思われまいます。私の地元の五ヶ瀬川水系では、内水面資源を、4つの漁協から成る「共有漁業権管理委員会」において管理しておりますが、一昨年、そのうちの1漁協が脱退する事態が生じております。県でも、この事態の收拾に向けて御努力いただいたとのことですが、いまだ状況は変わっていないと聞いています。

このように、それぞれの漁協がいろいろな問題を抱えているところですが、県におかれましても、各漁協にしっかりと足を運んで声を聞いていただき、その地域性に合った適切・丁寧な

指導と助言を行いながら、本県内水面漁業の振興に今後とも御尽力いただきたいと思っております。

次は、移住者対策について伺います。

コロナ感染拡大により、地方回帰への関心が高まる中、本県への移住者対策も重要になってまいります。移住者定着には、生活の基盤となる住まいが必要です。不動産業が介入しない中山間地域では、空き家はあるものの、移住者向けに提供できる空き家は不足していると聞きます。

本県移住が注目される今、都市部からの移住者を取り込むため、中山間地域における空き家の利活用についてはどのように取り組んでいくのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 県では今年度、空き家所有者等に対するアンケートを行いました。活用に係る一番の課題は、改修の必要性ということでもあります。

このため、今議会でお預りしております来年度の新規事業では、移住者向けの空き家改修支援を行う市町村への補助額を上限20万円から80万円に引き上げるとともに、新たに、市町村が空き家を借り上げて公営住宅として貸し出す場合や、遊休施設をリモートワークの拠点などとして活用する場合に必要な改修費に対する支援を実施することとしております。

今後とも、市町村と十分な連携を図りながら、中山間地域の空き家の利活用を促進する中で、地方回帰の流れをしっかりと取り込んでまいりたいと考えております。

○佐藤雅洋議員 次に、「みやざきの神楽サポーター制度」についてお伺いします。

宮崎県が誇る伝統文化である神楽は、地域の人々同士のつながりを維持するとともに、観光の素材としても活用できる、中山間地域振興を

図る上で非常に有効な資源であると考えます。しかしながら、神楽が舞える地域はどんどん減っており、維持していくことが大変になってきております。

西臼杵地域でも、地域で関わる人の数が減って、三十三番の夜神楽が舞えずに、昼間に日神楽を数番舞うのが精いっぱい地域が出てきております。

このような中で、県では、従業員が神楽の練習をするために休暇を取って地域に帰ることを奨励したり、ボランティア活動として神楽の準備を手伝うなど、神楽の継承を支援する企業をサポーターとして認定する「みやざきの神楽サポーター制度」を創設されましたが、この制度の狙いと今後の展開について、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 本県では、中山間地域を中心に200以上の神楽が人々の暮らしに根づき、地域活力の維持に重要な役割を果たしておりますが、少子高齢化や人口減少の進行により、地域の方々だけで継承していくことが困難となりつつあります。

このため、県内外を問わず、企業や団体、大学にも幅広く神楽を支えていただくことを狙いとして、神楽の継承を支援する企業等を県が認定する、「みやざきの神楽サポーター制度」を創設したところでありまして、認定企業等につきましては、その活動を積極的に情報発信していくこととしております。

今月中にも1回目の認定を行う予定にしておりまして、今後、支援の輪を大きく広げながら、みんなで神楽という本県の大切な伝統文化を守り、生かしていくことによって、持続可能な地域づくりにつなげてまいりたいと考えております。

○佐藤雅洋議員 コロナ禍において、スキーなどのアウトドアアクティビティーが注目を集めています。県内にも、日本最南端スキー場との大きな冠を持った五ヶ瀬ハイランドスキー場があります。

五ヶ瀬町は、1,200メートルから1,600メートル級の山々が連なり、阿蘇の眺望もすばらしいところです。夏の平均気温は青森市と同じぐらい、冬の平均気温は仙台市とほぼ同じです。平均最低気温は何と札幌市並みで、東北、北海道に並ぶ寒冷地である五ヶ瀬町の冬。町民はそれだけ生活環境の厳しい中、寒さ、雪、凍結と悪戦苦闘しながら暮らしています。

このような環境だからこそ、スキー場が造られたわけですが、何かよい、国や県の特別な寒冷地等支援策は見当たらないものかと考えているのは、私だけではないと思います。

今シーズンのスキー場オープンセレモニーには、永山副知事とともに出席をさせていただきましたが、テープカットは吹雪の中、行われました。式典後、副知事の、吹雪も物ともせず颯爽とスキーを滑られる姿を拝見して、その何かを持っておられるなと思いました。

本日は、はるばる五ヶ瀬町から、お礼も含めて、甲斐議長をはじめ議員、職員の方々がおいでであります。そこで、永山副知事に、五ヶ瀬ハイランドスキー場を視察された感想についてお伺いします。

○副知事（永山寛理君） 御指名ありがとうございます。

副知事就任後、県内各地へ訪問させていただいておりますけれども、五ヶ瀬ハイランドスキー場は、議員御指摘のとおり、日本最南端の天然スキー場でございます。かつ、私も着任後から、ユーチューブで何度も、恋愛仕立ての

ストーリーで有名な南ちゃんのCMを、何番か涙を流しながら拝見し、早くスキー場に行きたいという思いを強くしたところでございます。

そのような折、五ヶ瀬町から、佐藤議員共々12月25日のオープンセレモニーに招待いただきまして、初めて訪問いたしました。南国宮崎とは思えない見渡す限りの銀世界、その美しさにただただ圧倒され、感動した次第でございます。

私も実際にスキーで滑らせていただきましたが、以前滑った北海道の雪を思わせるような、ふわふわふかふかのパウダースノーで、ゲレンデのコンディションが非常によく、そして周りには、オープンを心待ちにしていた多くのスキーヤー、スノーボーダーが本当に幸せそうに滑っておられるのを見て、「ああすばらしいすてきなスキー場だな、また訪ねてみたい、そしてもっと魅力をアピールしたい」という思いを強くしたところでございます。

残念ながら、今シーズンは新型コロナの影響で、来客者数が大幅に減少してございますが、3月7日の最終日まであと1週間ございます。ここでアピールをして、ぜひ誘客に努めていきたいと思っております。

コロナ対策はもちろん万全でございます。レストランをはじめ、かなり徹底して原田町長（社長）もやっております。それを聞いた内田議員からは、「もう愛称をコロナハイランドスキー場にしたらどうか」というような貴重な御提案をいただいております。このようなキャッチフレーズの重要性を、原田町長共々感謝申し上げたところでございます。

この五ヶ瀬ハイランドスキー場でございますが、サーフィンなど南国のイメージの強い宮崎におきまして、ウインタースポーツが楽しめる

る、大変貴重な観光資源でございます。

県といたしましては、五ヶ瀬町としっかり連携しながら、またGパークやワイナリーといった貴重な、魅力ある地域資源のアピールも併せて、今後の誘客にしっかりと努めてまいりたいと考えております。

○佐藤雅洋議員 ぜひとも南国の雪国五ヶ瀬町へのよい支援策をよろしく願いいたします。

次に、旧高千穂鉄道沿線の地域振興などについて伺います。

今議会において、平成20年に設置された宮崎県高千穂鉄道施設整理基金について、一定の役割は終えたとして、同基金を廃止する条例が提案されております。しかし、「一部分の役割は確かに終えた。だが、一番大事な真の役割は果たしていない」との声もあります。この基金が設置された際の目的、背景、基金充当実績、役割に関する評価などが大変重要であり、沿線協議会については、新たな形での継続も今後必要だと考えます。

そのような中で、高千穂鉄道施設整理基金の目的とこれまでの経緯について、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 高千穂線鉄道施設整理基金は、延岡市、高千穂町及び日之影町が、高千穂鉄道株式会社から寄附を受けた鉄道施設のうち、不要施設の撤去費用の財源を安定的に確保するため、平成20年12月に条例を制定し、設置したものであります。

その後、条例等に基づき設置した運営協議会におきまして、撤去費用やスケジュールを含めた詳細な撤去計画を平成23年2月に策定し、10年間にわたり基金を積み立てるとともに、地元の御要望を踏まえた計画の見直しも行いながら、不要施設を撤去してまいったところであり

ます。

今年度をもちまして不要施設の撤去が全て完了したため、運営協議会で丁寧な協議・調整を行いました結果、今年度末に条例を廃止し、基金の残金については、来年度中に清算を行うこととしております。

○佐藤雅洋議員 この基金が、高千穂鉄道の不要施設の撤去等に係る事業実施に一部の役割を果たしたことは分かりました。

2月4日に、ウェブ会議による協議会総会が開かれておりますが、その中で、高千穂町からは、「これから高千穂鉄橋を活用した鉄道公園化を整備予定で、当資産を鉄道遺産として活用することで、高千穂町だけでなく、県北の魅力につながると考える。延岡市と日之影町間の重要文化財に指定された橋梁やその他の施設を生かして、観光振興、地域振興に積極的な取組を行ってまいりたい。未来へつなげる重要な事業であり、今後、宮崎県へも財政的な支援などを、高千穂町として要望する」、日之影町からは、「高千穂町、延岡市と共に、撤去から外した深角橋梁や、重要文化財の指定を受けた綱ノ瀬橋梁や、第三五ヶ瀬川橋梁を有効活用していくため、県の御支援を何らかの形で賜うよう、日之影町として要望する」、延岡市からは、「県北地域の観光振興を考える場合に、高千穂線が残っていればと思うことが度々ある。未来を見据えた高千穂線の活用が、県北の大きな観光の起爆剤になると考えている。高千穂、日之影2町から話があったように、県においても御指導、御支援を賜うよう、延岡市としても要望する」と、3市町共に連携して、県に対しての思いを伝えています。

それに対し、県からは、「県としてどういう支援ができるのか、総合政策部や関係部局で連

携しながら、3市町を応援していく。沿線市町の思いを県としてもしっかりと共有し、必要な支援については検討していきたい。いろいろと御相談いただきたい」とのお答えがあったと聞いております。

そこで、旧高千穂鉄道沿線の市町が連携して、鉄道跡地などを活用した地域振興に取り組むべきと思うが、県の考え方について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 旧高千穂鉄道の跡地につきましては、国の重要文化財指定を受けた橋梁のほか、往時をしのばせる遺構も複数残されており、高千穂町の鉄道跡地の公園化構想や、日之影町の列車の宿と森林セラピーロードとしての活用など、地域振興に活用できる資源として、様々な可能性があると考えております。

県といたしましては、これらの地域の資源を活用したいという沿線市町の思いを共有しながら、新たな地域振興に向けた準備をすることが大切であると認識しているところであります。

このため、鉄道跡地の活用も含めた広域的な地域振興の在り方につきまして、沿線市町と一緒に検討してまいりたいと考えております。

○佐藤雅洋議員 県や関係者のおかげで指定を受けた、高千穂鉄道の綱ノ瀬橋梁や第三五ヶ瀬川橋梁が、国の重要文化財に指定された経緯、及び今後の保存・活用に向けた県の支援について、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） お話のありました旧綱ノ瀬橋梁及び第三五ヶ瀬川橋梁につきましては、日本の近代化に貢献した産業・交通・土木に係る建造物、いわゆる近代化遺産に関する本県の調査報告を基に、文化庁による現地調査が

行われまして、昨年12月に近代化遺産として、県内で初めて重要文化財の指定に至ったところでもあります。

指定に当たっては、特に当時の最先端のコンクリート工法で造られたことなどが高く評価されたものであります。

今後の保存・活用につきましては、地元自治体を中心となって取り組まれることとなりますが、県としましても、他県における先進事例等についての情報提供や、各種国庫補助事業の活用など、地元市町に対しまして、支援に努めてまいりたいと考えております。

○佐藤雅洋議員 今後、2つの橋梁だけでなく、岩戸川に架かる高千穂鉄橋の重要文化財指定もあると考えますし、五ヶ瀬川沿いにある鉄道遺産全体を観光資源に活用すべきと考えます。

そこで、旧高千穂鉄道跡地等を活用した観光誘客の可能性について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 旧高千穂鉄道の跡地等につきましては、高千穂鉄橋を活用した「あまてらす鉄道」のスーパーカートや、溪谷にある日之影温泉駅の列車の宿など、いずれも人気の高い観光施設となっております。

また今後、九州中央自動車道の開通区間の延伸によりまして、県北地域は本県の北の玄関口として、観光誘客における役割がますます大きくなるものと考えております。

こうした中で、旧高千穂鉄道の2つの橋梁が国の重要文化財に指定されたことや、高千穂町におきます鉄道跡地の公園化構想など、跡地活用の新たな動きは、観光誘客につながるものと、そういう可能性に期待をしているところ

であります。

商工観光労働部といたしましても、観光振興の面から、沿線市町の取組をしっかりとバックアップしてまいりたいと考えております。

○佐藤雅洋議員 次に、新型コロナの影響について伺います。

仕事と子育てに奮闘する御家庭において、新型コロナの影響は大きなものがあります。2人親でも苦勞する中、独り親家庭ではさらに深刻な状況です。もうすぐ春の進学、入学シーズンです。子供たちに、希望のある新しく光に満ちあふれた春を迎えてもらいたい思いは、皆同じです。子供の笑顔は宝であります。独り親でも、コロナで困窮する子育て世帯がなくなることが望みます。

そこで、独り親家庭の支援に向けた取組状況について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、独り親家庭の生活の安定と向上を図るため、経済的支援や就業支援などの様々な取組を行っておりますが、令和2年度は、児童扶養手当の受給世帯や、新型コロナの影響を受け収入が減少した世帯などに対する「ひとり親世帯臨時特別給付金」の支給も進めておまして、1月末現在、県全体で延べ約3万2,000件、約20億円となっております。

新型コロナにより様々な困難を抱えている独り親家庭には、民間ならではの、きめ細やかな支援も重要であると考えておまして、令和3年度において、民間団体から提案を募集し、今後の広がりが期待できるモデル的な取組に対する補助を行う、「協働によるひとり親家庭応援事業」の予算を、今議会でお願ひしております。

このような取組を通じ、支援の充実に努めて

まいりたいと考えております。

○佐藤雅洋議員 県民の皆さんの御理解と御協力のおかげで、県独自の緊急事態宣言は解除となったわけですが、コロナ禍において、県民を守る保健所の負担はかなり大きなものがあり、対応いただいている職員の皆様に感謝をいたします。

コロナ対応に係る多大な業務により、職員への負担が増え、そのことで保健所機能が低下する事態となつてはなりませんし、緊急時の体制協力が必要だと考えますが、コロナ禍における今後の保健所の体制について、県の考えを福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 保健所におきましては、新型コロナに関して、患者の行動履歴の確認や濃厚接触者の調査のほか、自宅療養者に対する健康観察など、多大な業務を担っております。

このような中、保健所業務の円滑な実施及び職員の業務負担の軽減を図るため、引き続き、県民からの相談対応や検体搬送の外部委託をはじめ、業務支援を行う会計年度任用職員の任用、さらには、構築した市町村保健師の協力体制も活用することとしております。

今後も新型コロナ対応が想定される中、保健所がその機能を十分に果たせるよう、体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

○佐藤雅洋議員 県内の医療機関のうち、県北の中核機関として重要な役割を担う県立延岡病院。日頃から医療業務に携わる皆様には感謝申し上げますとともに、コロナ禍における現場での御苦勞はいかばかりかと思ひます。

しかし、どのような状況下においても、県北での安定した医療提供は願ひであり、必要不可欠です。特に、コロナ禍における県北の中核医

療機関としての県立延岡病院の現状と、今後の取組について、病院局長にお伺いします。

○病院局長（桑山秀彦君） 県立延岡病院では、新型コロナに対し、地域の医療機関と連携して、機能分担をしながら、重症や中等症患者を中心に、多くの患者を受け入れて治療を行っております。

また一方で、地域の中核医療機関でもありますので、コロナ禍にありましても、救急医療やがん治療など、高度・急性期医療の提供に支障を来すことがないよう、全力で取り組んでいるところであります。

本年4月からは、患者を搬送しながらの治療が可能となります、救急車タイプのドクターカーを導入いたします。運行範囲を、西臼杵地区を含め広範囲に拡大することで、県北地域の救急医療の一層の充実に寄与するものと考えております。

今後とも、県北地域の皆様が安心できる医療を提供できますよう、病院の機能充実に取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員 県内各地の各学校でも、コロナ禍にあって様々な影響を受けていると考えます。

顔の大部分を覆うマスクにより、先生も子供たちも、お互いに表情が読み取れない。喜怒哀楽が伝わりにくいようです。唯一のマスクを外せる給食では、会話なしの「黙食」です。子供ならではの生き生きとした生活に対して、これまでになかった新たな生活様式の取り入れ、それゆえの子供たちの精神的な面からのサポートと、これまでと変わらない教育内容の維持。未来ある子供たちを預かる側として、細心の注意を払う必要があります。

そのような状況の中で、各学校ではどのよう

な対応をしているのか、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 各学校においては、机、椅子、ドアの取っ手などの消毒を行うとともに、換気や手洗いの励行など、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、徹底した対策がなされております。

また、教師も児童生徒も、感染防止のためマスクをしておりますが、このことがお互いの表情を捉えにくくしているといった課題もありますので、コミュニケーションを図ることが特に必要な場面においては、フェイスシールドやアクリル板を活用している学校もあります。

さらに、文化発表会等の行事では、活動の様子をオンラインで動画配信し、各教室で視聴できるようにするなど、制限された中においても児童生徒が活躍できる場を設ける工夫を、各学校で行っているところであります。

○佐藤雅洋議員 日々、教育現場で子供たちを見守っていただいている教育従事者の皆様に感謝をしております。大変な状況は続きますが、引き続きよろしく願いいたします。

次に、道路行政について伺います。

九州中央自動車道は、大規模災害時の「命の道」であることから、今後整備が進んでいくことにより、救急医療支援体制が強化され、搬送時間も短縮、救われる命が増えます。地域経済に大きな恵みを授け、東西物流の振興に寄与します。

さらに、福岡・熊本方面とのアクセス向上により、西の玄関口、西臼杵の入り込み客数も増加し、延岡・日向方面との観光連携強化が進展し、新たな神話街道として、宮崎県の大いなる観光振興が期待されます。

このような中、雲海橋一日之影深角間が平

成30年度に、西臼杵初めての高速道路として開通し、日之影深角－平底間が今年中に開通するというので、地元住民の高速道路への期待がますます高まっています。

そこで、県土整備部長に、九州中央自動車道の県内事業中区間における進捗状況についてお伺いします。

○県土整備部長（明利浩久君） 九州中央自動車道につきましては、現在、県内3区間で着実に事業が進んでおりまして、まず、日之影深角－平底間については、令和3年内に開通予定となっております。

次に、五ヶ瀬東－高千穂間では、測量及び設計などが進められており、県におきましても、今年度から、西臼杵支庁の用地担当職員を増員し、用地の先行取得を行っております。

また、今年度新規事業化されました蘇陽－五ヶ瀬東間では、昨年11月に、議員にも御出席いただきましたが、五ヶ瀬町で中心くい打ち式を開催したところをごさいますて、現在測量が進められております。

県といたしましては、引き続き五ヶ瀬町及び高千穂町と連携を図りながら、国と一体となって用地取得を推進していくとともに、事業中区間の早期完成はもとより、九州中央自動車道の一日も早い全線開通に向け、今後とも国に対し強く要望してまいります。

○佐藤雅洋議員 先月の5日に、知事と高千穂町長、民間協議会の前県議の緒嶋会長、道づくり女性の会の喜田会長と一緒に、国土交通省道路局の吉岡局長に、ウェブで、九州中央自動車道の早期整備を要望しました。県におかれましては、一日も早い全線開通に向けて、知事を先頭に全力で取り組んでいただくよう、お願いいたします。

次に、その中央道の五ヶ瀬西インターから、大分県と熊本県の両県にまたがる中九州自動車道をつなぐ、県道竹田五ヶ瀬線について伺います。

県道竹田五ヶ瀬線は、途中、「夕日の里フェスタ」で知られる、阿蘇の眺望が美しい桑野内地区の五ヶ瀬ワイナリー前を通り、国道325号の熊本県境のループ橋に抜ける道路であります。高千穂町と五ヶ瀬町とを結ぶ「夢の架け橋」、仮称「波帰之瀬大橋」が計画されるなど、地域にとって大変重要な道路であります。県道竹田五ヶ瀬線の夕塩地区から土生地区の間の道路整備状況について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（明利浩久君） 県道竹田五ヶ瀬線は、広域的な観光周遊ルートの形成や防災上の観点からも、大変重要な路線と認識しておりまして、議員お尋ねの区間につきましては、現在、3工区でバイパス等の整備を進めているところであります。

このうち、波帰之瀬工区につきましては、五ヶ瀬川に架かる長大橋の橋脚工事に加え、今議会にお願いしております補正予算によりまして、高千穂町側の橋台工事にも着手することとしております。

また、夕塩工区につきましては、地元の御協力をいただき、順調に用地取得が進みましたことから、今年度、一部工事にも着手したところをごさいますて、現在、土生工区も含め7か所で道路改良工事に取り組んでいるところであります。

引き続き、必要な予算の確保に努め、早期整備に向け、しっかりと取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員 ありがとうございます。

最後の質問です。

先日の田口議員の代表質問で、投票率の向上

についての質問がありました。私は、投票環境整備について伺います。

18歳から選挙権が行使できるようになり、若者の政治への興味も少しずつ上向きになってきたと思われていますが、実際の投票率となると、若年層ほど低く、高齢層ほど高くなっているのが現状です。自分が投票しなくても政治に影響はないなどとの理由も多く聞かれます。

その反面、スウェーデンでは若者の投票率が80%を超えるという数字も出ており、家庭での政治の話題が影響しているというデータがあります。

若者たちの声を政治に反映させることができる社会づくりは重要と考えますが、若者向けの選挙啓発の取組と、投票しやすい環境の整備について、選挙管理委員長にお伺いします。

○選挙管理委員長（茂 雄二君） 各選挙での投票率が低下する中、特に若者の投票率が低い現状にあり、大変憂慮しております。

県では、若者向けの啓発事業として、政治や選挙に関する意見発表会、外部講師による連続講座などに取り組んでおりますが、来年度は、選挙に関心が薄い層をターゲットにした啓発にも取り組みたいと考えております。

投票環境の整備につきましては、宮崎市などで、大学や商業施設に期日前投票所を設置しておりますが、各市町村に対し、若者がより利用しやすい場所への設置を促しているところであります。

若者に対する啓発と投票環境の整備は、どちらも大変重要ですので、市町村などの関係機関と連携しながら、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○佐藤雅洋議員 ありがとうございました。

投票環境が整備され、若者の投票率が向上す

ることを願います。

これで、私の質問は全て終わりました。

最後に、退職をされる皆様へ、一言お礼申し上げます。

県庁入庁以来、長きにわたり宮崎県政発展のために、多くの職員の先頭に立って、多大な御貢献、御苦勞をされたことと存じます。このたびの定年を迎えるに当たり、深く感謝申し上げますとともに、これからの人生がますます素晴らしいものとなりますよう、お祈りいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○徳重忠夫副議長 次は、日高利夫議員。

○日高利夫議員〔登壇〕（拍手） 皆様、こんにちは。引き続き、自由民主党の日高利夫であります。

通告に従い、順次質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

初めに、知事の政治姿勢についてお伺いいたします。

新型コロナが国内で確認されてから1年以上。この間、これまで誰も経験したことがないコロナ危機を通じて、河野知事をはじめ多くの知事がマスコミに登場しました。これほどまでに各県の知事の言動が注目されることはなかったのではないかと思います。改めて、知事の役割の重要性を認識させることになりました。

危機管理に当たって、副知事や各部課長などの職員が、手順や基準に照らして自ら行動すること、あるいは、知事の指示を受けて対応すること、それ自体は当然の職責であると思いません。

しかしながら、言うまでもなく、知事は県民から直接選ばれている本県のトップであります。リーダーであります。危機に直面すると、

県民は、知事が県民目線で考え、行動しているか、本当に自分に寄り添ってくれているかなどを、直感で、また肌で感じるものだと思います。そうであるからこそ、危機に際して、知事は自らの言葉で、また自らの行動で、県民の生命と経済や暮らしを全力で支えるという志を県民に示すことが求められます。

それはまさに、県民の心に響く共感力であり、リスクコミュニケーションであると思います。それは、副知事以下の職員では決してできない、リーダーとしての知事の大きな役割であります。

知事は、1月7日に緊急事態宣言を発せられました。これは、国の判断を待つことのない、宮崎県独自の宣言でありました。私は、この決断を評価するものでありますし、「おっ、河野知事はどしたつや」と言いながらも、県民の多くが知事の判断を評価したのではないのでしょうか。

河野知事のこのような変化については、2月5日の時事通信社の記事に、郡司副知事の次のようなコメントがありました。「もともと内なる闘志を秘めている知事だが、近頃はスピード感を持って、積極的に発信している」。知事が一番身近におられる郡司副知事も、知事の最近の変化を感じておられるのだと思います。

今回の緊急事態宣言は、法律に基づくものでもなく、国の指示や助言に基づくものでもありませんでした。一方では、この宣言により、県民の行動が制約され、生活の危機に直面する県民が出ることも予想されたのであります。

このような正解の見えない課題に対処するには、法律をバックにして、あるいは国の指示や助言を受けて、知事の権限を淡々と行使するほうがよっぽど楽であります。しかし、今回知事

は、自ら決断する道を選択されたわけでありませぬ。

意見の相対するいろいろな利害関係者の意見を調整しながら、そしてお互いを納得させながら、一つの方向に導いていくということは大変なことであります。知事自身に自信があったとしても、知事を取り巻く多くの皆様方との相互の信頼がなければ、決してできなかったことでしょうし、決断に至るまでの知事の悩みや逡巡は相当なものがあったと思います。

多くの県民は、何事も無難にこなすように見えるスマートな知事より、今回のように、悩みなながらも勇気を持って決断する、新たなリーダーシップを持った知事を期待しているのではないのでしょうか。

3期目も既に折り返されています。今年は、知事就任10年という節目の年でもあります。今回のコロナ禍をめぐる一連の知事の体験も踏まえ、知事の考えるリーダーシップ論とはいかなるものなのか、改めて、ぜひお聞かせください。

壇上の質問は以上とし、以下の質問は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

現在、我が国は、経済社会のグローバル化や急速なデジタル化等に加え、未曾有の規模の自然災害や、今回のような新型感染症の発生など、まさに予測困難な時代に直面しております。こうした危機に直面したときにこそ、リーダーの真価が問われるものだという事柄も、改めて感じております。

このような中、県政運営を担う者として、前例のない事態や危機事象が発生した場合に、県民の皆様へ広がる不安等を払拭するため、ぶれ

ることなく明確なビジョンや戦略を示し、分かりやすくメッセージを発信すること、目標を共有し、進むべき方向や方針について決断し、それを断固実行すること、そして、結果に対してしっかりと責任を持つことこそ、リーダーとしての努めだと考えております。

今のコロナ禍にありまして、早期の鎮静化を図り、コロナと共に生きる社会の確立を目指すとともに、次なる感染症をも見据えた、感染症に強い社会を築いていくことは、口蹄疫からの再生・復興を遂げて、しなやかな強さを備えた本県にとりまして、実現可能なことであると考えているところでございます。

日高議員から温かい激励の言葉を賜り、心から感謝しているところであります。

こうしたコロナ禍で顕在化した様々な課題や変化に的確に対応していくことはもちろんのこと、これまでの人口減少対策も含めた様々な課題へ果敢に挑戦しながら、引き続き対話と協働の基本姿勢の下、県民の皆様の期待に応えることができるよう、全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○日高利夫議員 ありがとうございます。

我が郷土宮崎県のさらなる発展のために、ますますの知事のリーダーシップに期待し、次の質問に移ります。

次は、新型コロナウイルス対策についてであります。

私はこれまで、食料の安全保障と自給率を何度か述べてきましたが、今回のコロナワクチン問題を通して、医療分野における安全保障がいかに脆弱であるかを、まざまざと思い知らされました。世界に冠たる国民皆保険制度を持つ医療制度先進国、日本。今までそのように思ってきましたが、一方で、日本はワクチン後進国で

あることが露呈しました。外国の助けがなければ、ワクチンを打つことさえできない。それゆえに、国からのワクチン接種等に関する多くの重要な情報が決定的に不足している現状ではありますが、医療機関等を中心に、県も市町村もあらゆる事態を想定し、いかに安全に迅速に接種を終了させるか、それぞれの自治体で工夫と対策が進んでおります。

では、本県の現状はどのようなのでしょうか。

まず、ワクチン接種については、情報が日々更新されている現状で、部長も大変苦慮されていると思いますが、ワクチン接種は、極めてまれな副反応や安全性を危ぶむ声もあるようです。接種に積極的でない方、特に若い世代が接種をためらっているという世論調査もあるようですが、国はワクチン接種については、国民それぞれの判断だとしています。

コロナの収束のためには、県民の協力による接種率の向上が必要と考えます。

では、任意接種、努力義務であるワクチン接種について、どのように県民に周知をしていくつもりなのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 今回のワクチン接種は、予防接種法に基づく臨時接種に位置づけられまして、16歳以上の国民が接種対象者であり、妊婦を除き、国民は接種を受けることが努力義務となっております。

一方で、ワクチンには大きな期待がある反面、副反応もありますことから、自らの意思で接種を受けていただくこととなります。

県としましては、感染拡大防止の観点から、できるだけ多くの県民に接種していただくことが必要と考えますことから、県民からの不安や相談に答える体制を整備しながら、県が開設し

た特設のホームページや各種メディア等を活用し、ワクチンに関する正しい情報を提供していくこととしております。

○日高利夫議員 接種の有無がさらなる誹謗中傷の火種とならないよう、対策をよろしく願います。

次に、県は、ワクチン接種に向けての相談窓口や、接種後の副反応などの健康相談窓口を設置するとしておりますが、この一連のコロナ禍において、何度電話してもつながらないというような苦情を、私たちは幾つも受けてきております。本当に県民が安心できるような体制が構築できるのか心配しておりますが、ワクチン接種の相談窓口はどのような体制になるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） ワクチン接種に係る相談については、厚生労働省では、ワクチン接種制度や基本的な問合せに対応するワクチン専用の電話相談窓口を、2月15日に開設しております。

県といたしましては、副反応等の専門的な相談に対応するための電話相談窓口を、近く設置することとしております。

また、市町村におきましては、ワクチン接種会場や予約の方法など、住民からの具体的な接種に関する問合せに対応していただくこととしておりまして、国と県と市町村が役割を分担しながら、相談体制の充実に努めていきたいと考えております。

○日高利夫議員 保健師OBへの協力依頼など、しっかりとしたマンパワー不足の対応をお願いしたいと思います。

さらに、接種に当たって県民の不安を取り除き、接種事業への県民の信頼を得るためには、正しい情報を随時、迅速に発することが重要だ

と思いますが、ワクチン接種の情報発信について、県としての役割をどう考えているのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） コロナを少しでも収束できるよう、ワクチンに対する県民の期待は大きいと考えております。

何より、今回のワクチン接種は、過去に経験のない規模となり、できる限り多くの方に接種していただくことが、感染防止の観点から重要です。そのため県では、ワクチンに対する県民の不安を解消する役割を果たすため、接種の意義や効果について、県民に分かりやすく伝えてまいります。

また、県の役割として、医療従事者等への接種体制の確保、住民接種を行う市町村への支援、副反応等への対応、ワクチンの配分などもしっかり行い、これらの事務が円滑に進むよう、ワクチンの意義や効果も含めてしっかり伝わるように、様々な広報媒体を活用して、情報発信を工夫してまいります。

○日高利夫議員 今回のように、混乱が予想される前例のない大規模な事業に対して、県民の不安を払拭するような情報発信こそ、知事の一番だと思います。

今議会の冒頭、知事は「希望」という言葉を使われました。「自分が先頭に立って希望のたいまつを掲げ、責任を果たしていく」とも述べられました。希望が一日も早く現実のものとなるよう、さらなる知事のリーダーシップに期待し、次の質問に移ります。

次は、コロナ禍における本県農業の新たな振興について、お伺いいたします。

昨年春の小中学校等の臨時休校等により、学校給食向けに計画的に生産されてきた食材の行き場がなくなったり、各種イベント等の自粛や

インバウンドの減少により、外食や観光需要の減少等を受けて、和牛やマンゴー、養殖魚などの高級食材や花卉等では、在庫過剰による価格の低迷につながるなど、コロナ禍による深刻な影響が続いております。

このような中、国や県、市町村等では、コロナ禍における農水産業への影響を緩和し、改善するために、度重なる補正予算によりまして、経済対策の一環として、応援消費対策や販売拡大対策、人材・雇用対策などを講じたところであり、農業者や漁業者をはじめ、流通・販売関係者等からも、一定の評価は得られたのではないかと考えております。

しかしながら、コロナ収束のめどが立ちにくい状況にあっては、今後の食料需要の変化や農業生産現場への影響がどのように推移していくのか、先が見通せない状況にあり、今後とも継続した支援が必要ではないかと考えております。

そこで、コロナ禍の状況等も踏まえ、農政水産部の来年度予算にどのように反映されたのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 新型コロナの第3波を受けまして、今後も不透明な価格動向等が予想される中、田園回帰や食料の国産志向の高まりなどは、本県農水産業にとりましても大きなチャンスであると考えております。

このため、令和3年度におきましても、コロナ対策で掲げました「生産者を守る」「消費・販売を活性化する」「ピンチを発展に繋げる」という3つの視点も踏まえ、事業を検討してきたところでございます。

具体的には、資金融資や価格安定制度等のセーフティーネットによる経営安定対策、新しい生活様式に対応した中食、内食等の新ビジネス

モデル構築と応援消費等の販売対策、オンラインを活用した新規就業者の確保やスマート農業生産団地の創出支援など、5年後、10年後を見据えながら、事業を構築いたしたところでございます。

これらの取組に加えまして、国の3次補正による直接採択事業も十分活用しながら、新型コロナの影響緩和と本県農水産業の経営安定を図ってまいりたいと考えております。

○日高利夫議員 ありがとうございます。ピンチを発展につなげられるよう、よろしくお願い致します。

次に、コロナ禍により、消費行動は変化しており、全国的に食を取り巻く環境は大きな転換期にあるのではないかと考えております。

特に、ステイホーム等により外食の機会が著しく減少する中では、「巣ごもり需要」の言葉に代表されるように、中食・内食の需要は着実に拡大しておりますので、産地では、そのような消費者ニーズの変化をしっかりと捉え、中食・内食に対応した加工開発やサービスの提供等に取り組むことは、極めて重要ではないかと考えております。

また、本県では、豊かな農水産物が生産・水揚げされておりますが、原料のままでの出荷が多いことから、利益率は低い状況にあると思われ、少しでも利益率を高めるためには、6次産業化等への取組を推進し、県産農水産物の高付加価値化を図ることが、これまでも増して重要であると考えております。

そこで、新しい生活様式に対応した農水産物の加工開発への取組が必要と考えますが、県の考えを農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 本県の農水産物の加工開発は、6次産業化の取組を中心に

これまで推進してまいりましたが、コロナ禍で、一事業者が生産から加工、販売等を担うことは大きな負担となってきております。

このため、今議会をお願いしております「地域食資源高付加価値化推進事業」により、県内の農業者や食品事業者など、多様な食農関係者が参画するプラットフォームを設置し、地域ぐるみの6次産業化など、加工開発に係る課題ごとに個別プロジェクトを立ち上げますとともに、県外の専門家も招聘し、消費地目線でのアドバイス等をいただきながら、新しい生活様式に対応した商品づくりやサービスの提供を支援したいと考えております。

県としましては、このような仕組みを活用し、県内外の知識・技術・人材を結集いたしまして、本県の豊かな食資源を活用した新ビジネスの創出に取り組んでまいりたいと考えております。

○日高利夫議員 特に若い世代への情報発信を、どうぞよろしく願いしておきたいと思っております。

一方、コロナの影響により、花卉等をはじめ、これまで築き上げた生産基盤を脅かされている品目も多く、今後、経営転換を考えている方々がいるのではないかと懸念しております。また近年は、コロナの影響に限らず、地球温暖化や家畜疾病、新奇病虫害などによる被害など、様々な危機事象が発生しており、産地がその対応に困惑している姿を見かける機会が多くなったような気がいたします。

農業は本県の基幹産業であり、農業の基盤が揺らぎ始めると、その影響は他産業にも連鎖して、甚大な影響を及ぼしかねません。今後、いかに農家が安心して生産活動に打ち込むことができる環境を整備していくのが、喫緊の課題

と考えております。

そこで、本県農業の成長産業化を図るため、第八次長期計画ではどのような取組を進められるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(大久津 浩君) 新型コロナにより農業を取り巻く環境が大きく変化する中で、本県におきましても、宅配やネット取引、スマート農業の拡大など、成長につながる新たな芽が育ってきております。

このような中、第八次長期計画案では、農の魅力「産み出す」「届ける」「支える」の3つの視点から施策を構築しており、まず、「農の魅力を生み出す」では、様々な就農ルートの確保や経営資源の承継など、多様な人材の育成と支援体制の構築を進めてまいります。

次に、「農の魅力が届ける」では、スマート農業の実装化や物流の効率化など、農産物を安定的に消費地につなぐ仕組みを構築いたしますとともに、「農の魅力を支える」では、関係人口の創出やセーフティネットの強化など、力強い農業・農村の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

これらの取組によりまして、安心して農業に専念できる構造への変革を進めることで、「持続可能な魅力あるみやざき農業」を実現し、農業の成長産業化を図ってまいりたいと考えております。

○日高利夫議員 私は、農業の根本は、食料の安全保障と、そのための自給率の向上にあると考えています。本県が、我が国の農政の先頭に立って、さらなる攻めの農業に果敢に挑戦し、長期計画の各種構想がスピード感を持って具現化されるよう期待し、次の質問に移ります。

次は、国民スポーツ大会における天皇杯獲得について、お伺いいたします。

本県においても、2027年(令和9年度)に、第81回国民スポーツ大会、第26回全国障害者スポーツ大会の開催に向け、関係機関等の連携の下、準備が進んでいるものと思います。国スポ開催は、本県スポーツ振興のさらなる発展の契機と捉え、国スポが一過性の祭典に終わらないよう、大会が終了した後も、本県スポーツの継続的な技術力の向上を目指し、県民が誇りを持つスポーツランドみやぎきをしっかりと育てていくことが重要であると思います。

そのためにもまず、開催県として半世紀ぶりの天皇杯獲得を目指すことは、県民の大きな目標になるものだと思います。

コロナ禍で大変な時期ではありますが、あと7年ではありません。現場の強化期間は実質6年しかありません。コロナの収束をにらみながら、目標達成のために、いま一度、やる気と本気度とモチベーションの向上を再発進していかなければ、もう手遅れになると思い、質問をさせていただきます。

ではまず、天皇杯獲得を目指した県競技力向上対策本部の取組について、宮崎県競技力向上対策本部長であります郡司副知事にお伺いいたします。

○副知事(郡司行敏君) 県では、競技力向上を強力に進めるため、平成30年7月に、宮崎県競技力向上対策本部を設置し、本県で開催されます第81回国民スポーツ大会での天皇杯獲得に向け、関係機関や各種団体等と一丸となって、施策を推進しているところであります。

対策本部におきましては、「推進体制の整備・充実」「選手の発掘・育成・強化」「指導体制の充実・強化」「環境条件の整備」の4つの柱を掲げ、着実な競技力向上を目指しているところであります。

その中でも、成年選手の確保や女性アスリートへの支援、少年競技力の向上などの課題解決のため、関係団体等と意思統一を図りながら、それぞれの役割に応じ、具体的な対策に鋭意取り組んでいるところであります。

今後とも、天皇杯獲得という大きな目標の実現に向け、厳しい道のりではありますが、本部長として、県民の皆様のお力添えをいただきながら、引き続き全力で取り組んでまいりたいと思います。

○日高利夫議員 副知事の言われるとおり、大変厳しい道のりであります。

では、直近の茨城県大会の競技得点を少し振り返ってみますと、1位の茨城県が2,169点、2位の東京都が1,817点であったのに対し、本県は僅か318点。成年競技はふるさと選手枠などがありますので、ある程度の得点力アップは見込めますが、問題は高校生以下の少年競技であります。

少年競技得点を見ると、本県の得点は171.5点で、東京都の5分の1以下の点数でした。天皇杯獲得には、やはりこの高校生以下の少年男女の得点力を上げることが必要です。

小中高連携による一貫した競技力向上対策の強化、特に、中学、高校の計6年の強化がなされてこそ、得点争いに勝利できるものと思います。できれば、さらに高校生以下の6年を遡り、遅くとも小学校5年生程度から、小中高8年間の一貫した選手の強化が必要ではないでしょうか。

では、本県の小中高連携による競技力向上の現状と今後の取組について、教育長にお伺いいたします。

○教育長(日隈俊郎君) 本県が天皇杯を獲得するためには、お話にありましたように、少年

競技で確実に得点することが重要であると認識しております。

このため、現在、中学校の競技力向上拠点校と高校の強化指定校による合同練習や、競技団体が中心となって、小中学生の選抜選手を合同で強化するなど、小・中・高を通した指導体制の整備・充実を図っているところであります。

今後は、現在の取組に加え、ターゲットエッジに焦点を当てた小・中・高の継続した選手強化に、競技団体と連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

○日高利夫議員 続けて、茨城県大会を振り返りますと、冬季の国体を除き、少年選手が参加できる34競技中、本県少年男女が得点できた競技は14競技のみ、何と20競技が無得点という結果でした。この20の無得点競技からいかにして得点を上げるかが、賜杯獲得のポイントであるとも言えます。

さらに、現在34競技の中で、中学校に部活動がない競技が16競技もあります。高校との連携を考えた場合、この中学校3年間の競技期間のロスをなくすことこそが、少年競技力向上対策の最重要課題ではないかと考えます。

県は、未普及競技の普及強化を図っていくことの一策として、自転車、馬術、フェンシング、カヌーなど16競技を挙げて強化を図ることや、中学校の未設置部活動について、今後、市町村教育委員会と協議を行っていくとしております。

私は現在、縁あって、昨年夏から県のフェンシング協会の運営に携わらせていただいております。フェンシング部の部活動は、本県では宮崎南高校と本庄高校の2校のみの設置で、中学校には設置されておられません。本庄高校のある国富町内の中学校への部活動設置につきまし

ては、市町村や学校の理解、PTAとの連携、果たして本当に部員が集まるのかなど、各種の課題がありますが、我々も前向きに検討しているところであります。

そこで、中学校に部活動がない競技の強化について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 中学校に部活動がない16競技の競技力向上につきましては、競技団体や地域スポーツクラブ等と連携し、小中学生を対象に、元日本代表選手等を招聘しての強化練習会等を実施する取組を行っているところであります。

また、県スポーツ協会と連携して取り組んでおりますワールドアスリート発掘・育成プロジェクトの中で、中学校に部活動がない競技も含め、様々な競技を体験させ、自分の適性に合った競技を選択できる機会を設けているところであります。

今後は、これらの取組を継続的かつ積極的に推進し、競技力向上に努めてまいりたいと考えております。

○日高利夫議員 少子化の中、新たな部活動設置は難しい面もありますが、市町村教育委員会の支援のほうも、どうぞよろしく願いしておきます。

さらに、現行教育としての部活動の推進と、国スポを目指した部活動の推進の二極化も図りながら、子供たちに新たな目標を持たせることも重要だと考えます。

また一方では、文部科学省から発表された「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」で、今後、部活動は、学校単位から地域単位の取組に移行されると指摘されていることから、地域スポーツクラブ活動の充実も検討課題であると思います。

次に、指導者の養成について伺います。

優秀なアスリートを育てるには、何と云っても指導力のある、熱意あふれる優秀な指導者の育成が必要です。競技力向上には、地域に根差した、郷土愛のある熱い指導者が何としても必要と思われまます。

そこで、優秀なアスリートを育てるための指導者の養成について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 議員御指摘のとおり、優秀なアスリートを育てるためには、熱意あふれる優れた指導者の存在が不可欠であると認識しております。

現在、全国的に実績のある実業団等のコーチ等をアドバイザーとして招聘する事業や、県内の各競技の中核となる指導者を、県外の有力校等へ計画的に派遣する事業を通しまして、県内指導者が、全国トップレベルの指導を直接体験し、自分のものとして吸収しながら、競技力を高められるような取組を行っているところであります。

今後さらに、このような事業の充実・強化に取り組むとともに、優秀な人材の確保にも努め、県内指導者が切磋琢磨することで、レベルアップを図ってまいりたいと考えております。

○日高利夫議員 競技指導者が、将来にわたり宮崎にちゃんとしっかりと根づいてくれるように、就労支援のほうも、ぜひよろしく願いしておきたいと思ひます。

次に、大規模競技施設を除いた、練習環境の整備等についてであります。

新年度予算では、国スポ等の予算として、約4億円の練習環境整備事業費が計上されておりますが、今後の練習拠点施設、競技用備品の整備等について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 練習拠点施設につきましては、既存施設を活用することを基本としておりますが、施設がない競技や、既存施設の規格が基準に満たない競技などについて、計画的に必要な整備を行うこととしております。

来年度は、今年度設計を行いました水球プールや、アーチェリー場の建設、体操場の新設設計、フェンシング場の改修設計などを実施する予定としております。また、競技用備品につきましても、競技団体等の要望を受けまして、計画的に更新や購入を進めておりまして、来年度は、馬術競技の馬やセーリング競技のヨットなどの整備を予定しております。

今後も競技団体等と連携を図りながら、競技力向上に必要な練習環境の整備を進めてまいりたいと考えております。

○日高利夫議員 ありがとうございます。

ちょっと細かいことを述べましたが、国スポが、今後のスポーツ合宿やキャンプ、観光振興はもとより、定住化やU I J ターンの推進など、スポーツランドみやぎのさらなる魅力度アップにつながると考えますので、国スポをみんなですっかりと盛り上げていきたいと思ひます。

次に、災害に強い橋梁の整備についてお伺いいたします。

宮城、福島での震度6強、マグニチュード7.1の地震から2週間がたちました。死者もなく、大惨事に至らず幸いでしたが、宮城県山元町では、コロナ対策のための消毒、検温、換気対策、世帯ごとの間仕切りテントなどが、僅か2時間足らずで10か所もの避難所が開設されたとのことで、東北地方の危機管理能力の高さに驚かされました。

日頃の訓練の成果だということでしたが、本

県はどうでしょうか。大きな地震が発生するたびに、南海トラフ巨大地震が頭をよぎります。東日本大震災はマグニチュード9.0、本県想定南海トラフ巨大地震はマグニチュード9.1です。

せんだって、宮崎市高松橋の大規模改修工事の報道がありました。南海トラフ巨大地震に備えた耐震化、長寿命化のためとのこと。では一体、県内の橋の現状はどうなっているのでしょうか。

本県地域防災計画では、県は大規模災害時に、あらかじめ、隣接県の主要道路と県内の防災拠点及び緊急輸送拠点とを結ぶ緊急輸送道路を指定するという事になっております。では、緊急輸送道路のうち、県が進めている耐震対策の対象となる橋梁はどの程度あるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（明利浩久君） 県内の道路にある橋梁は、令和2年3月末現在で、高速道路に261橋、国道に1,271橋、県道に1,313橋、市町村道に6,845橋、合計で9,690の橋梁があります。

平成7年に発生しました阪神・淡路大震災を契機に、橋梁の耐震基準の強化が図られたことを踏まえまして、県では被災後、速やかに緊急車両の通行を確保する必要がある緊急輸送道路の橋梁を優先して、耐震対策を進めているところであります。

県が管理する緊急輸送道路には1,026の橋梁があり、このうち対策が必要な橋梁は218橋あります。

○日高利夫議員 218の橋梁、大変な数ですが、果たしてどこまで整備が可能なのでしょうか。

本県の橋梁の多くは、高度経済成長期の昭和30年代から昭和40年代に建設が急増しました。建築後50年を経過する割合は、令和2年3

月末時点で29%、20年後にはこの割合が67%程度になるのではないかと予測もあります。

現在、各種インフラの耐震化や避難施設設置など、ハード・ソフト両面での整備対策が鋭意進められております。インフラの中でも、道路・鉄道等の輸送施設は、住民の日常生活、社会経済生活上、欠くことのできない施設であり、また、災害発生時には、負傷者の搬送、緊急物資の輸送など、救援救護活動にとって極めて重要となります。

特に橋梁については、一旦損壊すると復旧に多額の経費と日時を要し、災害復旧・復興に大きな支障となると思われます。では、耐震化が必要な緊急輸送道路の橋梁の対策について、どのように取り組んでいるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（明利浩久君） 橋梁の耐震対策につきましては、路線の役割や代替路線の有無を踏まえ、段階的に進めているところでございまして、まず、構造が単純な一般橋につきまして、落橋などの甚大な被害を防ぐ対策を、平成26年度までに完了させたところであります。現在、九州の東西を結ぶ国道218号に架かる橋梁につきまして、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の予算を集中的に投じ、橋桁の補強など、さらなる耐震強化を行っているところであります。

橋梁の耐震化につきましては、大規模災害発生時においても、道路の機能を維持する上で不可欠でありますことから、引き続き、必要な予算の確保に努め、計画的に取り組んでまいります。

○日高利夫議員 今後、高齢化橋梁が急速に増加し、維持補修費や更新費が一定期間に集中することなどが懸念されます。しっかりとした財

政負担の平準化を図っていただき、計画的な災害に強い橋梁の整備が推進できるよう、よろしくお願いいたします。

最後に、綾北川の濁水対策についてお伺いいたします。

この濁水対策につきましては、ちょうど1年前の2月定例議会でも質問をさせていただきましたが、この問題は、東諸県郡、特に綾町にとっては深刻な問題となっておりますので、改めて質問をさせていただきます。

地域の方から、次のような要望書を頂きました。

綾北川は台風や大雨の増水のたびに水が濁り、一度濁ると半月、長いときは何か月も濁りが取れない。川の濁りは農作物や魚類の繁殖にも影響を及ぼす。アユの養殖は、川の水が使えずにポンプで地下水をくみ上げている。また、夏の風物詩でもあるアユかけも、令和2年はほとんどできなかった。

綾町は世界ユネスコエコパークの町。自然と人の共生、有機農業の町でもある。これらには、九州山地の懐に抱かれた緑の中で、水や空気、自然の恵みが豊かであることが必須である。ところが、大地の動脈と言われる川は濁り、綾の町の風景は台なしとなっており、極めて重大な問題である。

河川もダムも県の所管ではないのか。濁りが取れるような緊急対策、抜本的なダム対策について、県には早急な対策を強く願います。

と、綾北川の近くに長年住む高齢の男性からの、現状を憂える訴えであります。

濁水の原因は、綾北川の最上流にある田代八重ダムに、豪雨などのたびに熊本県境から泥水が流入することであると、県も地域住民も同じ

認識であります。

このような状況の下、昨年9月に県土整備部と企業局が、熊本県側の森林伐採等の状況を確認すべく、現地調査を行っていただいておりますが、まず、この県が実施した田代八重ダム上流域の濁水に関する調査について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（明利浩久君） 田代八重ダム上流域の濁水に関しましては、大規模な斜面の崩壊等が濁水発生の要因の一つと考えられますことから、今年度、熊本県側を含む上流域から綾北川の支川におきまして、航空写真やドローンを活用して調査を行ったところであります。

今回の調査では、斜面の崩壊を2か所確認したところでありますが、濁水の発生源として特定はできなかったところです。

このため、今後は大規模な出水直後に、対象範囲を広げ、引き続き調査を行うとともに、上流域に国有林などがありますことから、森林管理署など関係機関と情報交換を行い、幅広い視点で調査していく必要があるものと考えております。

○日高利夫議員 濁水の発生源の特定には至っていないとのことですが、今後もしっかりと調査の継続をお願いしておきたいと思っております。

では、改めて、濁水の状況を県の資料から数字で確認いたしますと、漁協では、濁度10ppmを濁りの基準としておりますが、綾北川最上流の田代八重ダムの濁度は、令和2年の5月から10月にかけて、測定上限の200ppmを超えることが3度もありました。何と、基準の20倍ということでもあります。さらに、その半年間の184日のうち、132日が基準の10ppmを上回りました。こんな半年も濁りっぱなしの川が、県内のどこかほかにあるんでしょうか。町場を流れる川として

は、綾北川は県内で一番濁った川になってしまったんじゃないか。自然と共生する照葉樹林都市としては、あってはならない現実であります。

では、このような綾北川の濁水に対して、企業局ではどのような対応を行ってきたのか、企業局長にお伺いいたします。

○企業局長（井手義哉君） 企業局では、ダム湖内の濁水を早期に排出するため、最大出力で発電を行うとともに、河川の濁りを薄めるため、濁りの少ない綾南ダムの水を使用する運用も行っております。また、田代八重ダムや綾北ダムでは、水面付近のきれいな水を取水する選択取水設備の活用も行っております。

特に今年度は、選択取水設備を早いタイミングで使用する新たな運用も行ったところですが、5月から9月にかけての継続的な大雨では、ダム湖内に連続して濁水が流入し、河川の濁りの十分な改善には至らなかったことから、これからの検討課題として捉えております。

今後とも、県土整備部と連携しながら、濁水の長期化を軽減できるよう、より効果的な運用に努めてまいります。

○日高利夫議員 確かに、今年度は例年になく継続的な大雨であり、これにより、選択取水設備の効果は薄れたとのことですが、今後とも濁水対策に対して、より効果のある運用をよろしくお伺いいたします。

一方、濁水は、ダムに堆積した土砂が原因だと、昔からの状況を御存じの住民の方々は言われます。では、綾北川にあるダムの近年の土砂堆積状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（明利浩久君） 綾北川には、

上流から田代八重ダム、綾北ダム、及び古賀根橋ダムの3つのダムがあります。

土砂の堆積状況につきましては、毎年測量を実施しておりまして、綾北ダム、古賀根橋ダムにおきましては、堆積量が大きく増加している状況にはありませんが、最上流部の田代八重ダムにおいては、毎年約15万立方メートルずつ増加している状況にあります。

○日高利夫議員 綾北川の3つのダムのうち田代八重ダムに、ここ数年、年平均で約15万立方メートルもの土砂が堆積しているとのことですが。このような状況は、平成12年の田代八重ダム運用開始時には想定されていたのでしょうか。一番上流にある田代八重ダムから、台風などのたびに泥水が下流に流れてくる。流域住民にとっても、町にとっても、自然災害が相手だから仕方がないでは済まない問題なのです。

では、ダムにたまった土砂をどうするのか。田代八重ダムの堆積土砂の対応について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（明利浩久君） 田代八重ダムにおきましては、貯水池上流部に多量の土砂が堆積しており、今後、ダムの治水機能への影響が懸念されますことから、地方単独事業として今年度創設されました、緊急的に河川やダム等の堆積土砂を撤去できる「緊急浚渫推進事業」を活用し、対策に取り組んでいるところです。

現在、撤去した土砂を処分するための土捨場の測量や、関係機関と保安林解除の協議を進めておりまして、これらの必要な手続等を早期に完了させ、工事に着手することとしております。

今後とも、ダムの治水機能を確保し、洪水被害の軽減を図るため、計画的に堆積土砂の撤去を行ってまいります。

○日高利夫議員 ありがとうございます。

これは新たな事業の展開と受け止めました。

田代八重ダムの土砂撤去が濁水対策の軽減につながればとの思いもありますが、とにかく1つでも2つでも、前向きな新たな事業の展開をお願いしますとともに、山腹崩壊など、熊本県側との実質的な協議にも着手していただくよう、よろしく願いいたします。

去る2月8日に、県土整備部、企業局から、6名の職員に綾町までおいでいただき、綾町長を含めて勉強会を実施していただきました。県職員の皆さんには、一生懸命に対応をしていただいているんですが、河川・ダム管理者は県であります。何としてでも綾町に清らかな川の流れを取り戻せるよう、さらなる濁水対策への取組を、どうぞよろしく願いいたします。

最後に、今年度退職される皆様方、長い間、本当に御苦労さまでした。我が郷土宮崎県のために、これからもますますの御活躍を御期待申し上げます。ありがとうございます。(拍手)

○徳重忠夫副議長 ここで、暫時休憩いたします。

午後2時49分休憩

午後3時9分再開

○徳重忠夫副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、岩切達哉議員。

○岩切達哉議員〔登壇〕(拍手) 県民連合宮崎、岩切達哉でございます。

まずは、足元のお悪い中、県議会に関心を持って傍聴にお越しいただいた皆様に、心よりお礼を申し上げたいと思います。誠にありがとうございます。

さて、本日は3月1日、今日は何の日ということについては、前議員の高橋透が大変好きなフレーズだったんですけども、いろいろ調べましたら、西臼杵選出の佐藤議員の誕生日だということが分かりました。あわせて、本日は、1954年3月1日、太平洋ビキニ環礁で、アメリカ軍の広島型原爆の1,000倍と言われる水爆実験の死の灰を浴びた焼津港の第五福竜丸が被害に遭った、そういう日であります。久保山愛吉さんという方が、「私を人類の中で原水爆による被害者の最後の1人にしてほしい」とおっしゃって、半年後に亡くなられたというお話を伺っております。午前中にも議論がありましたけれども、やはり原水爆核兵器と人類は共存できない、こういう一つのエピソードだろうと思います。ぜひ、核兵器禁止という問題が今を生きる私たちの手で実現できるように、多くの皆様の助力を賜りたいと、冒頭申し上げておきたいと思います。

それでは、通告に従い、質問をさせていただきます。

最初に、知事に伺います。

私は、昨年9月議会でも同様の質問をさせていただきましたのんですけども、昨年11月以来、第3波となる新型コロナウイルス感染症が猛威を振るった中、極めて高い緊張を伴いつつ、知事を筆頭に多くの職員が懸命に働き、また、医療施設の皆さんや市町村の皆さんの尽力、そして県民の皆さんの協力を得て、今日では一定収束したと言える状況になっております。

観光業や飲食店をはじめ大変な経営状況になっておりますが、この間、知事をはじめとする関係する職員が、県民の置かれている実態を深刻に受け止め、様々な要望に応えようと行動してこられたことに、感謝をしているところで

ございます。

また、知事からも本議会初日の提案の際に、県民の皆さんの理解と協力に感謝の言葉があったところではありますが、改めて県民に対する思い、また同様に、コロナ対策に尽力した職員への思いをお聞かせいただきたいと思っております。

一方で、県内では鳥インフルエンザは、先週24日に12事例目が発生したように、昨年12月1日以降、断続的に発生をしております。これに関しても、急な動員に対応して、昼夜をたがわない県職員の行動があったことや、地元市町村役場、JAや建設業の皆さん、自衛隊員の皆さんの力を借りて迅速な防疫措置を取っていただきましたことに、感謝しております。

鳥インフルエンザウイルスが他の農場に及ばないようにすることは、畜産県宮崎にとって大事な取組であったと思っております。知事自身も、消毒ポイントへの視察など行いながら、従事した職員たちにねぎらいを行っていますことは、承知していることですが、知事に伺いたいと思っております。

鳥インフルエンザ対策に動員参加した職員やJA、建設業の皆さん、自衛隊員に対する思いはいかがなものでしょうか。実のところ、長期にわたるコロナ対応、また、12事例も続いた鳥インフルエンザ対応で、職員の疲労感が高い状況にあります。しかし、まさに公務員の責務として、県民の命と健康、暮らしを守るために、職員は今も必死で働いておられます。知事からは、ぜひ元気の出る言葉をいただけるよう、先に要望させていただいて、質問といたします。

残余の質問は質問者席から行います。〔降壇〕(拍手)

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

新型コロナウイルス感染症の防止対策につきましては、県民の皆様、また、営業時間の短縮に応じていただいた事業者の皆様に、深い御理解と御協力をいただき、また、感染症対策の最前線で業務に従事されております医療や福祉関係者の皆様、そうした様々な皆様の大変な御尽力のおかげで、何とか感染が落ち着きつつある今を迎えることができている状況であります。

それぞれ、想像を絶する苦労、また将来に対する不安、感染に対する不安、切実な悩み、また様々なことを我慢していただく悔しい思い、いろいろ抱えながらも、それぞれの立場で何をなすべきか、何ができるかを懸命に考えて取り組んでいただいたことに、改めて心からの敬意と感謝を申し上げるものであります。

また、鳥インフルエンザの防疫作業につきましては、残念ながら先週12例目が発生しましたが、関係市町や国、自衛隊をはじめ、JAや建設業協会など多くの皆様に、休日や昼夜を問わず従事いただきました。大変寒い時期でもあります。過酷な現場環境の中で、献身的に作業をいただいたおかげで、これらの防疫措置は迅速に完了しております。改めて、作業に御尽力をいただいた皆様に、心からお礼を申し上げます。

さらに、これらの対策には、多くの県職員が部局の枠を超えて携わっております。県民の命を守る業務、健康を守る業務、さらには養鶏産業を守るための業務に、強い使命感を持って懸命に対応している県職員の頑張りを大変誇らしく思い、心からの感謝を抱いているところであります。以上であります。〔降壇〕

○岩切達哉議員 ありがとうございます。

福祉保健部長に伺いたいと思っております。

コロナ対応において、全国では、保健所職員

の少なさに対する問題意識が語られるようになりました。宮崎県においては、この間、保健所職員はどのように働いてきたのか、お聞かせいただきたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 保健所におきましては、新型コロナに関して、県民からの相談への対応や、衛生環境研究所までの検体搬送のほか、患者の行動履歴の確認や濃厚接触者の調査、さらには自宅療養者に対する健康観察など、職員の担う業務が大幅に増加したところがあります。

このため、業務の支援を行う会計年度任用職員の任用をはじめ、クラスター発生時の応援職員の派遣や勤務時間の割り振りの変更、また、業務の外部委託にも取り組んできたところがあります。

今後とも、引き続き業務に当たる保健所職員の心身の健康に十分留意し、その負担軽減も図りながら、新型コロナ対応に万全を期してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 同様に、病院局長に伺いたいと思います。

コロナに対応する医療機関のスタッフ、医師や看護師をはじめとした皆さんは、長期にわたって緊張状態を強いられていたと思います。一方で、医療従事者に対する、時には根も葉もない誹謗中傷も社会問題化いたしました。

シトラスリボンというものを、今日付けさせていただきましたけれども、新型コロナ感染に対して、県立病院職員はどのように働いてこられたのか、実情をお聞かせいただきたいと思います。

○病院局長（桑山秀彦君） 各県立病院では、感染拡大に伴いまして、感染症病床数を超える患者を受け入れるため、病棟の閉鎖などによ

り、多数の看護スタッフを確保し、対応に当たってきたところであります。

患者への対応に際しては、医師をはじめ全職員に、感染防御のための専門的な知識・技術が求められますとともに、高い緊張感を持って看護等に当たる必要があります。さらには、病院内や家族への感染防止のため、職員自身の日常生活も制約を受けるなど、職員の心身の負担は相当大きくなっております。

このため、職員の体調面には十分留意して、必要に応じ、他の病棟からの応援を行っているほか、職員宿舍の開放による休養の場の確保やカウンセリングの実施など、負担軽減につながる様々な取組を行っているところであります。

○岩切達哉議員 この間、新型コロナに対応するため、療養施設、ホテルなどでございますけれども、本来の仕事を置いて、動員に対応した職員もいます。保健所職員について、テレビ番組で、朝方まで働いていたという様子が放送されていたことも事実であります。

念のため、総務部長に伺いますけれども、これらの職員の頑張りに必要な時間外手当等の支払いは、必要十分に措置されたか、確認をさせていただきます。

○総務部長（吉村久人君） 知事部局の時間外勤務手当につきましては、基本的には各部局の予算の範囲内で対応しておりますが、予算の不足が見られる場合には、必要に応じて部局間の調整を行っております。

しかしながら、今年度につきましては、新型コロナや鳥インフルエンザ対策等による時間外的大幅な増加により、規定予算が不足する見込みであります。このため、今議会において補正予算をお願いし、適正に対応することとしていただいております。

○岩切達哉議員 補正をいただいたということで、大変ありがたい対応だというふうに思います。

鳥インフルエンザ防疫作業について、農政水産部長に伺いたいと思います。

鳥インフルエンザの防疫作業に従事した職員、県職員や市町村職員、関係団体のJAや建設業者の皆さん、自衛隊員の方々がいると思いますけれども、それぞれ何人になっていたのか、お聞かせください。また、それらの作業に必要な経費、これは県が費用負担されているものが何かあるかと思えますけれども、そこについてお聞かせいただきたいと思えます。

○農政水産部長（大久津 浩君） これまで、12例の発生に伴う農場の防疫作業に、約7,200名の方々に従事いただき、その内訳は、県職員が約3,100名、自衛隊が約1,700名、市町職員が約900名、JA等の職員が約500名、建設業協会が約700名、国、団体等が約300名となっております。

また、消毒ポイントにつきましては、県職員はもとより、市町、JA、建設業協会等の協力で運営をしておりますけれども、2月末時点で、延べ82か所の8,600名を超える方々が従事しております。

なお、防疫作業に係る経費につきましては、殺処分等の資機材の購入、テント等のリース、動員者のバス搬送、埋却地の掘削業務や消毒ポイントの設置等で、国と県で費用を負担しております。

○岩切達哉議員 本当に膨大な数の皆さんが従事いただいたということでもあります。この膨大なマンパワーを必要とする防疫対策なんですけれども、部長に専門的な立場での御意見を伺いたしたいと思います。鳥インフルエンザは、なぜ

宮崎は発生が多いのでしょうか。全国は51例と聞いております。うち宮崎県が12例。九州各県、全国都道府県の中で、なぜそのような偏りがあるのか。千葉県や香川県でも集中しているということで、なぜうちだけだろうという議論があっていると伺います。

そのような原因の究明が、今後の対策に肝腎なところであって、その上で、例えば冬場になれば、発生云々前に消毒ポイントを設置してしまう、発生してから何かではなくて、そのようなこれまでにないことをしないといけないというふうに思うんですけれども、部長のお考えを伺いたいと思います。

○農政水産部長（大久津 浩君） これまで、農場巡回指導や養鶏関係者を対象といたしました緊急防疫会議、緊急一斉消毒など、発生前の対策に取り組みますとともに、発生に備えた防疫研修等を実施してまいったところでございます。

また、消毒ポイントにつきましては、各地域で事前に候補地を選定しておりまして、発生農場ごとに蔓延を防止するため、主要拠点で、疑似患畜の確定と同時に運営を迅速に開始しているところでございます。

しかしながら、県内におきまして12例もの発生があったことは、重く受け止めているところでございます。これまでの防疫指導に係る課題の洗い出しと、農場防疫の「見える化」や、より効果的な指導等により、農場防疫レベルの強化等が図られますよう、現在検討を進めているところでございます。引き続き、発生要因の早期究明を国のほうへ働きかけますとともに、県及び養鶏の系列会社など、関係者一体となりまして、各種対策を講じ、発生防止に全力で努めてまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 コロナ対策、そして鳥インフルエンザ関連の最後になりますけれども、知事に伺いたいと思います。

コロナ感染症対策、また鳥インフルエンザ対策、いわゆる平時ではない状況が長らく続いできたところであります。そしてまた、これからも続く、常に危機的な綱渡りの綱の上に立っているような状態だと認識しております。

来年度も続く長期間の災害でありますけれども、これに対応する県庁の体制で心配しておりますのが、県庁の中でいろいろとスタッフ不足が多く職場で見られていることです。コロナ対策で、あれこれプロジェクトチームも編成され、また、それぞれ療養施設などの動員等もございました。通常業務も当然進めながらでありますけれども、スタッフ不足は深刻であります。

これを少しでも埋めていくために、知事に求めたいと思いますけれども、現在、県からは全国各地に出向、派遣、研修職員を出しておられます。30数名と伺っておりますけれども、この緊急時に限っては、これを一旦引き戻すべきであると思います。やらないといけないことが山積みでございます。代表質問でも、職員採用について応募が厳しいという状況を、我が会派から田口議員が質問させていただきました。

この際、即戦力として、派遣している職員を引き戻す必要があると思います。知事のお考えを伺いたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) コロナ対策にしましても、鳥インフルエンザ対策にしましても、福祉保健部、また農政水産部をそれぞれ中心にしながら、今、全庁的なプロジェクトチーム——コロナで言えば特命チームなども発足させる中で、対応を図ってまいりました。職員一人一人

が懸命に業務に当たりつつ、また、全庁的な連携体制の下に対応する姿というものを、大変誇らしく思っているところであります。

一方、御指摘がありました庁外への職員派遣につきましては、幅広い視野や柔軟な発想を身につけ、専門的な知識や能力を習得できる、さらには被災地での支援を行っていくなど、様々な目的で行い、人材育成上、大変有効だと考えておりました。帰任後もその経験が本県行政に生かされるものと考えております。

コロナ対応、鳥フル対応に集中しながらも、それ以外の政策課題への目配りも重要なものと同様に、この人材育成という課題につきましても、庁内の業務執行体制の確保に留意しつつ、必要な見直しも行いながら、こういうコロナ禍、また鳥フルが続発する中でも、実施する必要があると認識しているところであります。

今後とも、意欲と能力のある多様な職員を育成しながら、県民本位の県政を推進してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 社会では人手不足感もあって、なかなか采配に苦慮されているというふうに思いますけれども、必要な見直しというものも含めて、知事にはしっかりと、内と外に対する心配りを要望させていただきたいと思いません。

続いて、県行政に必要なマンパワーの問題として、会計年度任用職員について伺いたいと思います。

令和2年12月21日付の総務省公務員部長通知でございますが、「財政上の制約のみを理由に給料の抑制を図ったり、パートタイム会計年度任用職員として位置づけること自体を目的として、勤務時間をわずかに短く設定することは適切ではない」という通知がありました。これは

大事な視点であって、もともと会計年度任用職員が制度としてスタートする設計段階から懸念されていたこととございます。

総務部長に伺いたいと思いますけれども、知事部局のパートタイム会計年度任用職員は何人なのか。また、パートタイムの1週間の勤務時間で最長の時間となっている方は何時間になっていますでしょうか、お聞かせください。

○総務部長(吉村久人君) 知事部局等におけるパートタイム会計年度任用職員の数、令和2年4月1日現在で1,339人となっております。

その勤務時間や任用期間については、職ごとに職務内容や業務量等を考慮して設定しており、1週間の勤務時間につきましては、一般の職員の38時間45分に対して、最も長い職で35時間となっております。

○岩切達哉議員 とりわけ福祉系の相談員とか、消費者相談員と言われる専門的知見を要する職員の皆さんのことを大変気にして、この間、活動してまいりました。県の大事な行政の一端である様々な困難や、不安を抱えて相談してこられる県民の皆様に対して、その第一線で思いを酌み取り、支え、働いていらっしゃる皆さんですし、その対応には、専門の知識と高いスキルを持つ必要がございます。

そういう方々が、非正規雇用の会計年度任用職員という立場でパート勤務となっている現実には、私は強い懸念があるのですけれども、本県の状況を総務部長からお聞かせいただきたいと思っております。

○総務部長(吉村久人君) 御質問の福祉部門や消費者行政に係る相談員など、特定の資格や経験を必要とする職につきましては、制度改正前から非常勤職員として任用しており、会計年度任用職員への移行に際しましても、その職務

内容や業務量に変更がない場合には、同じ勤務時間に設定したところであります。

会計年度任用職員は、一般の職員と共に、組織の一員として県政を担っておりますので、今後とも、それぞれの職場の実態や勤務内容を踏まえながら、制度を適切に運用してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 いわゆる臨時職員と非常勤職員という扱いでございますけれども、長く同じ場所に来ていただくためには、公務員の制度上、非常勤職員という職名でないと難しかったと。それを、会計年度任用職員に変えるときに、その時間と同じですという御報告だったんですけれども、そういうことではなくて、やはり現場の実情、その職の責任の重さ等々を考えながら、これから先、十分に改善できるところは改善をしていただく、そういう対応をいただけたらありがたいと思っておるところでございます。

ここから、発達障がい児支援について、何問か質問をさせていただきます。

宮崎県発達障がい者支援計画によれば、「発達障がい児の支援のために、発達障がい者支援地域協議会の活動強化や、相談支援ファイルの活用が大事」としているところがございますけれども、その実態についてお聞かせいただきたいと思っております。

発達障がい者支援地域協議会は、県内で幾つあるのか、どんなメンバーが参加して、活動状況はいかがな状況か、福祉保健部長に伺いたいと思っております。

もう1つ、相談支援ファイルを活用している自治体数はどのような状況か。活用がない自治体があるとすれば、その問題意識はどのような状況にあると考えられるか、教育長に伺いたい

と思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） この協議会につきましては、支援に関わる関係機関の連携や専門的な人材の育成などを協議することを目的に、県全域を対象に1か所設置しております。委員は、小児科や児童精神科の医師、特別支援学校の校長、親の会の代表者などであり、半年ごとに開催することとなっております。

平成31年に策定した宮崎県発達障がい者支援計画では、地域の課題等に、よりきめ細やかに対応するため、令和5年度までに、例えば県央・県西・県北地区ごとに協議会の設置を進めることとしております。

このため、昨年度から市町村の支援体制に関する実態調査、ヒアリングなどを行っておりまして、既存の会議等の活用も含め、今後とも協議会の設置に努めてまいります。

○教育長（日隈俊郎君） 相談支援ファイルは、保護者が子供の障がいの状況や支援の方策について記録し、新たな支援者に情報を伝えるためのファイルでありまして、現在、12の自治体で活用されております。

保護者と教育や福祉などの関係者間で情報を共有し、切れ目のない支援を行うためには、有効なツールでありますので、県教育委員会といたしましては、引き続き、活用していない自治体に周知を図るとともに、福祉・保健関係機関などと連携し、さらなる活用の促進に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 地域支援協議会がこれから設置されていくという運びのようでございますので、急ぎ準備をいただいて、実現は前倒しでやっていただきたいと思いますし、相談支援ファイルが10年たってまだ12ということに、驚くところでございます。ぜひ促進を図っていた

だきたい。このような立場でこれからも関心を持ってまいりたいと思います。

続いて、発達障がい児に対する教育の課題でございます。手帳の有無を問わず、必要性が求められる児童に対して特別支援教育を行うこととなっております。手帳の有無を問わず、例えば療育手帳には該当しない、ASD、ADHD、LDなどのような発達障がいが見られる児童で、とりわけ行動上の課題が軽い児童が特別支援教育を受けることに、現状として課題はないか、教育長に伺いたいと思います。

○教育長（日隈俊郎君） 特別支援教育は、特別支援学級など特別な学びの場だけでなく、比較的軽度な障がいのある児童生徒も含め、全ての学びの場で行われることが大切であります。

したがって、通常の学級でも、発達障がいのある児童生徒への質の高い指導や支援を行うことができるようにする必要があります。

県教育委員会といたしましては、引き続き、全ての教員の専門性を高めるための研修を行うとともに、発達障がいに対して専門性の高い教員の巡回支援や、必要に応じて特別支援教育支援員の配置についても助言するなど、支援を必要とする全ての児童生徒が適切な特別支援教育を受けることができるように、市町村教育委員会と連携し、努めているところであります。

○岩切達哉議員 支援を必要とするお子様には、適切な支援教育が行われるということが大事なポイントだというふうに思っておるんですけども、前回私は、この場で、特別支援教育の資格を持っている方が特別支援学級の担当をされる機会は3割程度だというようなお話をしました。ぜひ、そういう部分の強化と併せて、今後、体制強化を図っていただきたいと思いますのでございます。

このような発達障がい児に対する公教育の在り方について、さらに福祉と教育、そして家庭が連携していくトライアングルが大事ということで、文部科学省と厚生労働省では、トライアングルプロジェクトというのを発足させて、3者の一層の連携を推進することとしているところですが、今日段階の宮崎の連携の実態を伺いたいと思います。

○教育長（日隈俊郎君） 発達障がいのある児童生徒に対しましては、特別な支援が必要となった場合は、保護者と学校、福祉・保健機関関係者が、それぞれの役割を明確にしながら、連携して支援を行うことが重要でありまして、3者が十分に話し合いをした上で、個別の教育支援計画を作成することとなっております。

県教育委員会といたしましては、この個別の教育支援計画に基づきまして、保護者や福祉・保健関係機関と連携して支援を行うよう、各学校に対して指導を行っております。

さらに、お話がありましたトライアングルプロジェクトの重要性は承知しておりまして、国の研究機関の指定を受けまして、研究協力を行っているところであります。今後は、この成果を生かしながら、発達障がい教育の充実を目指してまいります。

○岩切達哉議員 3者が十分に話し合いをした上で、個別の教育支援計画を作成すると。このとおりに進んでいくことが、極めて大事なポイントでありますけれども、計画内容や、とりわけ合理的配慮の在り方について、学校と保護者の思いがすれ違うという場合に、どのように調整をしていくのか、その方法論について伺いたいと思います。

○教育長（日隈俊郎君） 合理的配慮についてありますが、まず学校が、本人や保護者の思

いを丁寧に聞き取るとともに、必要な情報を提供し、十分に協議した上で決定することとしております。

その際、保護者が納得できない場合には、各学校で指定しております特別支援教育コーディネーターや管理職など、複数の窓口を用意しまして、保護者の相談に丁寧に対応ができるようにしております。

さらに、話し合いの中で、より専門的な意見が必要な場合には、県が独自に配置したエリアコーディネーターや、特別支援学校のチーフコーディネーターなど、特別支援教育に関する高い専門性を備えた教員が各学校を訪問し、助言を行っているところであります。

○岩切達哉議員 御答弁いただいた内容は、確かにそのとおりでありまして、教育を提供する側のシステムとした各段階がつくられていて、それはそれで大変ありがたいんですけれども、そこには、やっぱり学校と保護者との間の信頼関係が十分にあつてこそというふうになると思います。不幸にも、何がしかの事情でトラブルになって、学校側、教育を施す側の専門的な立場の人たちであっても受け入れ難いというような感情、保護者の立場になると、そういうこともあろうかと思えます。

支援計画は、保護者の同意なく作成されるべきでないという状況の中で、例えば、地域療育コーディネーターだとか、先ほど例にありました特別支援教育コーディネーター、それらの合議体というようなものが、学校長などに対して助言・指導できる機能、または保護者に対して、今度は逆に、合理的配慮の代替手段をお伝えし、了解を得る。そういう中立性と専門性と責任のある立場がつくられていくことが、学校にも保護者にもメリットがあるというふうに私

は考えているところですが、教育長の御所見をいただきたいと思います。

○教育長（日隈俊郎君） お話にありましたように、各学校におきましては、本人、保護者の思いを受け止め、丁寧な対応を心がけておりますが、意見の一致が難しい場合もあります。

そのような場合には、各市町村や県が設置しております教育支援委員会において、段階的に相談を受けております。その際には、専門性のある方の御意見を伺うことが有効であると考えております。

そのため、県が設置している教育支援委員会におきましては、メンバーとして、大学教授や医師などの学識経験者の皆様にも入っていただいているところであります。

○岩切達哉議員 いろいろ出てまいりましたが、教育支援委員会というところまで到達いたしました。そこが、専門性と中立性というものが担保されて、機能が発揮されていく。また、実績を積んでいただくことが重要かというふうに思いますので、よろしく進めていっていただきたいと思います。

今、お話をさせていただいておりました、児童生徒の多くが利用する放課後デイサービスの利用者虐待について、福祉保健部長に質問をさせていただきます。

11月の新聞でございましたけれども、放課後デイサービス利用児童に対する虐待疑いのことが報道されました。宮崎市内の事業所における虐待の告白を取り上げておられましたけれども、現実に県内146か所運営されている放課後デイサービスにおいて、状況把握も難しいことと思います。

利用者は、訴える力が難しいことも多い子供でございますが、これをどのように把握に努め

ていかれるのか、福祉保健部長の御意見をいただきたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 知的や発達障がいのある子供たちにつきましては、虐待を受けた場合でも、障がい特性によっては、第三者に訴えることが困難である場合や、自分のさされていることが虐待だと認識できていない場合が想定されます。

このため、事業所の管理者や職員をはじめ、主治医や教師など、子供たちに関わる多くの方々が兆候に気づくこと、そして、その立場を自覚し、ちゅうちょせず通報いただくことで、把握に努めたいと考えております。

具体的には、宮崎県障がい者権利擁護センター等を通じて、虐待が疑われる子供を発見した場合には、通報義務や相談受付窓口があることなどを広報・啓発してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 非常に難しい問題——密室的な部分でのサービス提供者からの虐待でございますから、なかなか困難な課題でありますけれども、困難ゆえ、ますます自治体、県の立場で御尽力いただきたい課題だと認識しております。

同様に11月の、やはりこれも新聞報道なんです、福祉施設職員らの障がい者虐待が最多となったという記事がございまして、これは県のまとめで、2019年度27件、その前年度は6件ということでございました。この記事に対する部長のコメントと今後の対策について、お聞かせください。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 施設職員による障がい者虐待の認定件数につきましては、昨年度過去最多となったことを非常に重く受け止めております。虐待は、心身に重大な影響を及

ばず事案が生じるおそれもありますので、引き続き状況を注視し、適切な対応をしていく必要があると考えております。

具体的には、施設では外部からの目が届きづらいことから、職員等が通報しやすい環境をつくとともに、虐待に対する意識の向上が重要です。

このため、通報を行った職員等に対する不利益な取扱いの禁止や、通報窓口の再周知を図るとともに、通報の義務やどのような行為が虐待に当たるのかなどについて、施設の管理者や職員に対し、しっかりと研修を行ってまいります。

○岩切達哉議員 子供が通う放課後等デイにしても、障がい者施設にしても、その内部で行われる行為でございますので、非常に難しい。非常に難しいけれども、解決していかなくちゃいけない課題だというふうに思いますので、ぜひ皆さんのお力を借りたいと思います。

次に、DVの問題を取り上げさせていただきます。

今月は、3月8日に国際女性デーという日を迎えます。女性の社会参加と地位向上を訴える日として、国連によって定められ、「ミモザの日」と呼ばれています。DV問題は、主に被害者が女性ということであって、この暴力の背景には、男女が社会の対等なパートナーとの認識に欠ける方々の出来事と、こういうことがあるようであります。

そのような問題を、警察本部長にまずお伺いいたします。

加害者の行為が、暴行や傷害など明らかに刑法に触れる場合もあると思いますけれども、警察のほうには、例えばいきなり保護を求めてこられる、そういう事例もあろうかと思えます。

そういう場合に具体的にどう対応するのか、お聞かせいただきたいと思います。

DV対応について、被害者保護の観点で関係機関とどう役割分担しているのか、警察本部長にお聞かせいただきたいと思います。

○警察本部長(阿部文彦君) 本県警察における、配偶者からの暴力事案、いわゆるDV事案への対応に関しましては、被害者の安全確保を最優先に、事案の危険性、切迫性に応じて避難措置等の保護対策を行うとともに、事件化等の措置による加害行為の防止に努めているところであります。

特に保護対策につきましては、被害者の一時保護や、自立支援等への対応も必要となることから、女性相談所等と連携した取組を推進しております。

警察といたしましては、今後とも、関係機関と緊密な連携を図りながら、被害者の安全確保を最優先とした迅速、的確な対応に努めてまいります。

○岩切達哉議員 避難措置、保護するという、非常に難しい局面がいきなり発生するというのもあろうかと思えます。

DVに関連して、相談機関は複数ございまして、警察には警察の果たす役割があると思えます。

福祉保健部長に伺いたいと思いますけれども、DV防止法第3条に定めるところの配偶者暴力相談支援センターについて、全国に296か所あるそうで、各県、複数設置しておられます。県に1か所という県は、全国の中では僅かな数であります。九州でも宮崎県のみでございまして、隣県鹿児島では17か所、県が9か所、市町が8か所、配偶者暴力相談支援センターを設置しておられるということでございます。

県の福祉事務所や市の福祉事務所、そのほか指定をしていただいて、体制強化を図ってはいかがかと思えますけれども、福祉保健部長の御答弁をいただきたいと思えます。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 配偶者暴力相談支援センターについてでございますが、法に基づいて、DVの防止及び被害者の保護を行っておりまして、本県では、女性相談所がその役割を担っております。

議員御指摘のとおり、市町村にセンターは設置されておきませんが、DV相談などの対応は、各担当課や社会福祉協議会等で行っているところです。

県の女性相談所では、市町村や警察等で構成する「DV被害者保護支援ネットワーク会議」を地区ごとに毎年開催するなど、関係機関の連携強化に取り組んでおりますが、市町村等の状況に応じたセンターの設置について協議してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 看板が掲げられていることは、被害女性には大変心強いのではないかなという思いもございますが、ぜひその効果等も十分御検討いただきたいと思えます。

DV問題の最後であります。そのとりでとして繰り返し要望しておりますところの、母子生活支援施設の県内設置でございます。全国230か所ほどと聞いておりますけれども、県内はゼロということになりました。この設置に向けた構想はいかかな状況でございましょうか。

急がないと、助けを求めても対応困難、また、思ったほどの支援が受けられないという経験をされますと、助けを求めることも諦めさせる社会となってしまいます。

母子生活支援施設、配偶者暴力相談支援センターの一体的な設置運営まで、宮崎県における

DV相談の体制を前進させていただきたいと思うのですが、福祉保健部長の御答弁をお願いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 母子生活支援施設につきましては、母子家庭の子育てと自立に向けた生活支援等を行う施設でございますが、県内の市町村においては、入所者数の減少等により廃止が相次ぎ、現在設置されていない状況であります。

こうした中、近年、全国の施設では、DV被害や障がいのある母子の利用が増加傾向にあることから、県では、令和2年3月に策定した「宮崎県社会的養育推進計画」におきまして、令和5年度までに県内に設置されるよう取り組むこととしております。

引き続き、市町村や社会福祉法人等の関係機関と意見交換などを行いながら、本県の状況に応じた母子の生活支援の在り方について、検討してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 続いて、児童相談所の問題であります。

「児童相談所体制強化1年前倒し」と厚生労働省がおっしゃいまして、各県に児童相談所の体制強化を急ぐように求めておられます。これに対して、中央児相や都城児相では、担当職員を増やしていただくということで、大変感謝しております。

しかしながら、この児童相談所の問題は、中核市である宮崎市が1つ児相を持って、そこで根を張っていく専門職員がいるということが理想ではないかと思えます。

中核市たる宮崎市に児童相談所を設置していただくことが重要だと思いますけれども、部長の所見を伺いたしたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 中核市による

児童相談所の設置につきましては、母子保健や福祉、教育等の関係部門との連携の下、子育て支援から要保護児童対策まで、一貫した施策の実施が可能となる身近な相談窓口として、きめ細やかな支援の提供が期待されております。

国も、中核市児童相談所の設置に向け、財当面等の支援を拡充しておりまして、現在、全国で3市が設置しているところであります。

県としましては、児童虐待対応など、子ども家庭福祉の向上のため、宮崎市と連携しておりますが、引き続き、中核市児童相談所の設置に向けた協議も行ってまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 いずれの課題も、検討を十分進めていただきたい、さらに早めに決断をお願いしたいという事柄だったというふうに思っております。

次に、性的同意年齢について伺いたいと思います。これは、県民の皆さんと問題共有したい思いからの質問でもあります。

18歳未満の青少年に対する淫らな性行為、またはわいせつな行為は、青少年育成条例違反となり、禁じられています。一方、刑法では、13歳からは性行為に対して同意可能としています。この点が問題であって、この定めは明治時代の規定であって、今、その性的同意年齢を引き上げるよう求める声が高まっています。

12歳未満は、同意に関係なく強制性交等罪が成立いたしますけれども、13歳以上は同意の有無が問われ、加害者を罰してほしいということで、その罪の適用を求める場合、被害児童は、同意していないという申立てをしっかりと主張しなければならない。そうでなければ被害者と見られないという不条理がございます。被害の状況を思い出して二次被害に遭う、こんなことも

ありまして、性的同意年齢はもっと高くあるべきと思います。

このような刑法の規定の強化について、動きがあるところについての福祉保健部長の所見をいただきたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 性犯罪につきましては、平成29年の刑法の改正によりまして、法定刑の下限の引上げによる罰則の強化や、被害者からの訴えである親告が不要となるなど、見直しが行われたところであります。

一方で、さらなる見直しが必要であるとの御意見などがあり、現在、法務省において、いわゆる性的同意年齢の在り方などについて検討が進められているものと承知しています。

県としましては、国の検討状況を注視するとともに、青少年健全育成条例の適正な運用などを通じまして、子供の保護に努めてまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 刑法の議論でございますので、部長答弁としては非常に難しい面もあるとは思いますが、ぜひ一緒に考えていきたいと思っております。

次いで、ギャンブル等依存症対策であります。

ギャンブル等依存症対策基本法が制定を求めていた「ギャンブル等依存症対策推進計画」について、宮崎県は全国の中で大変早く策定していただきました。担当当局の皆さんと、計画の審議に当たっていただいた関係者の皆さんに、敬意を表したいと思います。

この計画の中にもありますけれども、疫学調査の結果では、人口の0.8%と言われている依存症者、県に当てはめると7,000人という数字になりますけれども、実際に治療や相談に結びついているのは僅かでありまして、様々なトラブルを

そのままに生活をなされているということになります。

そこで福祉保健部長に、今回の計画策定の意義を改めてお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 平成30年に制定されたギャンブル等依存症対策基本法におきましては、依存症の当事者やその御家族が日常生活を円滑に営むことができるよう、国等が支援することなどが基本理念とされておりまして、都道府県は、それぞれの実情に即した計画を策定することとなっております。

本県では、従来から、依存症の専門相談員の配置や、医療機関、当事者グループ等により構成される協議会の設置など、各種依存症対策に積極的に取り組んでおり、当該計画も、この協議会での検討を重ねながら、昨年12月に策定したところであります。

今後とも、計画に定めた施策を関係機関と連携しながら推進することによって、当事者の方々が必要な治療や支援を受けられるよう、取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 その専門相談員というのが、先ほどちょっと議論させていただきました、会計年度任用職員という処遇でございます。ぜひ、体制強化とは何なのか、十分御議論いただきたいと思っております。

コロナ感染症に関連して、家庭の経済状態について伺いたいと思っております。

介護保険の保険料の納付に関連して、10月の新聞でございますけれども、滞納者に対する差押えが過去最多となったという記事がございました。2018年度の実績でございますので、コロナとは直接関係いたしませんけれども、もともと年金から天引きができないほど困難な低額な方々ということのようであります。

社会保障の貧困を物語る数字なのでありますけれども、低年金な上、差押えするということがどうだろうと思ひまして、その実情をお伺いしたく、質問させていただきます。福祉保健部長、答弁をお願いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 介護保険の保険者である市町村につきましては、地方自治法に基づき、滞納者に対して差押えをすることができるものとされております。

国の調査によりますと、平成30年度における本県の差押えの人数は、県全体で137人となっておりますが、差押えに至るまでには、督促状の送付や電話、訪問による納付指導など、各市町村において必要な手続を経ているものと認識しております。

介護保険料の納付につきましては、災害等やむを得ない事情により所得が減った方に対する減免制度もございますので、県としましては、当該制度の周知を図るとともに、介護保険制度の適切な運営が図られるよう、引き続き市町村を支援してまいります。

○岩切達哉議員 次いで、国民健康保険でございます。

昨年の収入を根拠に、今年計算して保険料を払ってもらった1年遅れの制度ゆえに、今の経済状態で、その納付状況に影響が出ているのではないかと思います。

家計の大幅な変化に対して、納付猶予などの方法もあるとのことですが、そのあたりの実情と、来年度の国保財政見通しについて、お伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 今年度は、新型コロナウイルスの影響により収入が減少した方につきましては、一定の要件を満たした場合に国民健康保険税を減免できることとなっております。

て、保険者が減免に要した費用の全額について、国の交付金等により、財政支援がされることになっております。

保険者である市町村においては、こうした減免制度の周知を図るとともに、納付が困難な方について個別に相談に応じるなど、適切に対応されており、1月31日時点で延べ1,449世帯、約2億910万円の減免決定がなされております。

なお、次年度は、保険税の減収が見込まれておりますが、市町村及び県の国保財政運営に支障が生じないよう、県基金の活用などにより安定化を図ってまいります。

○岩切達哉議員 思っているより多くの方が申請をされて、2億円を超える減免がなされたということを、今、伺いました。やはり、このコロナが経済に対して直接影響を及ぼしている表れだろうと思います。

次に、それに関連して生活保護の質問をする予定でございましたけれども、午前中の来住議員からの質問と重なりますので、割愛いたします。

私からは、生活保護制度の利用者の立場、もう一つは、現場のケースワーカーの立場というものを、ぜひ、気持ちを踏まえてこの問題に対応いただけたらと思います。

話題を替えて、次の質問に移ります。

公共事業設計労務単価のことで、県土整備部長に伺いたいと思います。

議会が開かれるごとに、労務単価の引上げにより工事契約の額を変更することが多くありました。本人に支払われるべき賃金単価であるとして、雇用に関係する必要経費は別に計算されるということになっているそうですけれども、その賃金単価引上げが、現場での支払い実態をどう変化させているのか、実際の支払い実績の

チェックはどのようになされているのか、お聞かせいただきたいと思います。

また、普通作業員を例にしますと、全国平均で1万8,895円に対して、宮崎県は1万6,400円であります。これを全国並みに引き上げていくためにはどのようなことをすればいいのか、県土整備部長の御所見をいただきたいと思います。

○県土整備部長（明利浩久君） 国及び県においては、毎年、公共事業労務費調査を実施し、公共事業従事者に支払われます賃金の実態等を確認しております。

本県の労務単価は、この調査を踏まえ、国に準じて決定しておりまして、市場における賃金の変化を適切に反映した結果、議員御指摘のとおり、全国平均との格差はありますものの、9年連続で引き上げられたところであります。

また、労働者に対しまして適正な賃金が支払われますよう、県では受注者に対し、適切な賃金水準の確保を文書で要請するとともに、ホームページ等で幅広く周知を図っているところであります。

今後とも、中長期的な担い手の育成・確保につながるため、現場労働者の処遇改善の重要性について、業界団体と認識の共有を図ってまいります。

○岩切達哉議員 この問題は、ぜひ積極的に進めていただきたい課題だと思います。

教育長に伺いたいと思います。

美郷町で義務教育学校が開校すると伺いました。この義務教育学校というものはどのような学校であるのか。これまで小中一貫校というものがございますけれども、その制度との違いなどをお聞かせいただきたいと思います。

○教育長（日隈俊郎君） 本県におきまして

は、これまで19の小中一貫校が設置されております。今回開設される義務教育学校と小中一貫校は、9年間の目指す子供像を共有して、一貫した教育活動を行うという点では同じであります。小中一貫校では、小学校と中学校のそれぞれで入学と卒業となるなど、あくまで別々の組織である小学校と中学校が、連携を基本とした教育を行っております。

一方、今回の義務教育学校は、平成28年4月から新たに制度化された学校でありまして、従来の小学校、中学校という校種で区分することなく、1年生で入学した後、9年生で卒業するなど、9年間の義務教育を完全に一つの学校として行うものであります。

○岩切達哉議員 9年生という学年が発生するということですね。一貫校とは違う制度であるということで、何らかのメリット、効果というものがあるから、選択されていることだろうと思います。まだ、いろいろと学ばせていただきたいと思っております。

この義務教育学校とすることの効果というものについて、とりわけ、そこに通う子供たちの視点での効果というものを、教育長の立場からお教えいただきたいと思っております。

○教育長（日隈俊郎君） 義務教育学校では、9年間を見通した長いスパンでの連続した教育活動が可能となります。

そのため、例えば、理解に時間を要する学習内容には、重点的に時間を配分することや、繰り返し指導することなど、柔軟なカリキュラムの編成によりまして、子供の学習意欲や理解度が向上するなどの効果が期待されております。

また、これまで、小学校、中学校がそれぞれに担ってきた業務を一つにまとめることで、業務の効率化が図られ、子供一人一人と向き合う

時間が増えることや、働き方改革につながるなどの効果も期待されているところであります。

○岩切達哉議員 義務教育学校が効果のあるものとするならば、よいことだと思いますので、今後また一緒に学ばせていただきたいと思っております。

最後の質問といたします。中学校と高校が一体となった五ヶ瀬中等教育学校でございますけれども、年末、この学校の生徒たちが利用する生徒寮において、浴槽からレジオネラ菌が検出されたということがございます。これを受けての対策はどう講じられたのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○教育長（日隈俊郎君） 議員御指摘のとおり、昨年12月、五ヶ瀬中等教育学校生徒寮の浴槽から、基準値を上回るレジオネラ菌が検出されました。

冬季休業中で、既に生徒は帰省していたため、早急に保護者へ生徒の健康観察を依頼しまして、健康被害がないことを確認したところであります。

施設については、保健所の指導を受けながら、配管の洗浄や浴槽の消毒などの対策を講じたところでございます。

新学期開始後は、シャワーによる対応をしておりましたけれども、再検査の結果、陰性であったことから、1月17日から浴槽の利用を再開しております。

生徒寮は、複数の生徒が日常生活を送る大切な場所でありまして、今後とも、衛生面には十分配慮し、安心して暮らせる環境づくりに努めてまいります。

○岩切達哉議員 レジオネラは、日向でも浴槽から発見されて、被害に遭われた方が出た菌であります。これは、学校のほうで定められた定

令和3年3月1日(月)

期検査を丁寧に実施しておられたからこそ発見されたというふうに伺っております。その地道な作業をしてこられたということの評価させていただきたいと思ひますし、教育施設には、見えない危険箇所が多数あることと存じますので、今回のように丁寧に対応される姿勢で進めていかれることをお願いして、今回の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

○徳重忠夫副議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後4時9分散会